

はじめに



新島村は、村政運営の指針として、平成13年度に「基本構想・前期基本計画」を策定し、村づくりを進めてまいりましたが、前期基本計画が計画年度の終了を迎えるため、平成21年度から、平成23年度以降10年間に渡る後期基本計画の策定を進めてまいりました。

前期に引き続き、後期基本計画に計上してある事業を円滑に実施することを目指し、新島村に住む誰もが希望を持って安心・安全に暮らせる村にしたいと思っています。

自主財源約一割の当村においては、財源確保など課題はありますが、国や東京都の支援を仰ぎながら、島としての役割も分担し、東京の島としての位置付けを明確化した島づくりをしたいと考えています。

時代の推移は、人を地方から都市に集中させ、少子高齢社会にしていってしまいましたが、その波は、私たちの離島にも押し寄せ、新島村の高齢化率を33%に押し上げています。

だからと言って、この大きな政治・経済の流れを一朝一夕に改善することは不可能です。

しかしながら、時代の1ページを分担する者として、どれだけでも住みよい村にするために全力投球することが、私たちに与えられた責務であると考えています。

今の暮らしにとって何が必要か、そして、次世代の人たちに夢を持って定住してもらうためには何が必要かという考え方で、この計画書を策定いたしました。

産業、福祉、教育、医療など、どの分野においても多くの課題や難題をかかえておりますが、いつの時代でも新島・式根島で生活する誰もが、健康で生きがいをもって人生をエンジョイする生活空間、ふるさと自慢できる新島村にしますので、住民の皆さまの一層のご理解ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたっていただきました、新島村総合開発審議会委員の皆さんをはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝の意を表します。

平成23年3月

新島村長

出川長芳

— 序 論 —

1) 基本計画の意義	1
1-1 計画の目的と位置づけ	1
1-2 計画の意義と役割	2
1-3 計画の期間と運用	2
2) 計画の背景	3
2-1 地理的背景	3
2-2 自然的背景	4
2-3 歴史的背景	8
2-4 社会的背景	9
2-5 経済的背景	13

— 本 論 —

1) 環境にやさしく自然と調和した村づくり	17
1-1 土地利用計画	17
1-2 自然保護計画	17
1-3 村土保全計画	20
1-4 新エネルギー・地球温暖化防止計画	22
1-5 交通・運輸計画	23
1-6 道路整備計画	26
1-7 港湾・漁港・空港整備計画	28
2) 真の豊かさを享受できる村づくり	32
2-1 農業振興計画	32
2-2 漁業振興計画	35
2-3 観光振興計画	39
2-4 商業振興計画	47
2-5 水産加工業振興計画	50

3) 健康で明るい暮らしのできる村づくり	53
3-1 介護福祉計画	53
3-2 高齢者福祉計画	55
3-3 子育て支援計画	58
3-4 障害者福祉計画	61
3-5 社会参加・地域活動支援計画	64
3-6 保健・医療計画	65
4) 豊かな心をもつ人づくり	70
4-1 学校教育計画	70
4-2 社会教育計画	76
4-3 文化遺産の保護と伝承	80
4-4 新しい文化の創造	82
5) 快適で安心して暮らせる村づくり	85
5-1 集落環境計画	85
5-2 生活環境計画	88
5-3 防災・安全計画	92
5-4 コミュニティ計画	96
6) 情報化社会に対応した村づくり	99
6-1 情報・通信計画	99

序

論

1) 基本計画の意義

1-1 計画の目的と位置づけ

この基本計画は、「基本構想」に示される思想と基本的方向を受け、後期 10 年間の村の具体的施策を立案していこうとするものです。

市町村における「総合計画」は、市町村の将来像と、それを達成するための課題や施策について、自主的な立場において策定するものであり、通常次の 3 段階を含んでいます。

新島村では、平成 12 年度において、基本構想及び前期基本計画を策定していますが、前期基本計画の計画年度が平成 22 年度までとなっているため、平成 23 年度からの 10 年間の計画である「後期基本計画」を策定するものです。

- 基本構想（計画期間 20 年間）

平成 13 年度～平成 32 年度

村づくりの目標・施策の大綱



- 基本計画（計画期間 10 年間）

前期 平成 13 年度～平成 22 年度

後期 平成 23 年度～平成 32 年度

施策の大綱の具体的な体系化・計画化



- 実施計画（計画期間 5 年間）

平成 24 年度～平成 28 年度（毎年度見直し）

※平成 23 年度においては、ローリング計画によるものとし、平成 24 年度からの計画については、後期基本計画において立案された施策を盛り込んだ計画として新規に策定する。



予 算 ⇨ 事業の執行

1-2

計画の意義と役割

この基本計画は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となるもので、具体的には次のような役割を持つものであり、すなわち、本計画に盛り込まれている施策については、必ず実施計画において反映されなければなりません。

1. この計画は、施設計画ばかりではなく非施設計画をも含んだ総合計画であり、行財政運営の指針となるものです。
2. この計画は、基本構想で示された長期的展望に基づき、施策の具現化とその実現の方法を明らかにするものであり、実施計画の指針となるものです。
3. この計画は、各行政分野における諸施策の整合性を図るための指針となるものです。

1-3

計画の期間と運用

この基本計画の期間は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 10 年間とします。また、計画期間中において、社会情勢の大規模な変化等、新島村を取り巻く情勢に大きな変化があった場合、その都度、計画内容を見直し、時代に合った計画に変更していくものとします。

2) 計画の背景

2-1 地理的背景

当村は、東京から南へ約 150km、伊豆半島下田から南東へ約 35km にあり、新島、式根島の 2 つの有人島と 3 つの無人島を主体として構成されています。隣島の利島と神津島は、各々北へ 15km、南へ 20km の距離にあり、東京都の行政区域としては大島支庁管内に属し、大島までは 40km の位置にあります。地理的位置関係では、東京より伊豆半島に近いが、行政及び経済的つながりから、村外との交流はもっぱら東京都内となっています。伊豆半島下田市とは、物資の交流が主であり、その他の伊豆諸島内の交流は比較的少ないものと言えます。新島村を中心とした広域的な位置付けは、将来の見通しも含め、次のように整理されます。

ア. 東京都内との関係

地方生活圏の母都市として、行政・経済・文化全般にわたる交流を通して多くの関係を持っています。また、将来にわたり東京都の一部として、当村の持つ天然資源や自然環境を、都民・国民に広く提供していくことが当村に課せられた役割の一つです。

イ. 大島・利島・神津島との関係

広域行政圏的取り組みとして、農業・漁業及び観光など、経済的分野での交流が必要な地域であり、各島の連携の中で、それぞれの個性を活かしていくことによって、地域全体の活性化を図ることが大切です。

ウ. 伊豆諸島全体との関係

様々な行政課題、特に環境やゴミ処理問題などで広域的な取り組みが求められ、既に不燃物の最終処理については、伊豆諸島全体で取り組んでいる状況です。今後は経済的な取り組みも含め、伊豆諸島全体での地域活性化施策の展開がより必要となっています。

エ. 伊豆半島との関係

現在、食料品の移入等は頻繁に行われていますが、海上交

通路としての利用は少ないのが現状です。今後は、船舶の高速化や快適性の向上も含め、海上交通ルートの一つとして強化することが求められます。

オ. その他の地域との交流

空路における本土側の受け入れ地として、調布空港周辺都市の調布市、府中市、三鷹市との関係がありますが、今後は単に交通の関係のみならず、住民相互の交流が必要と言えます。一方、友好町村との交流については、平成 15 年に 20 年の節目を迎えた山形県鶴岡市羽黒町（合併により鶴岡市に編入）とは、物産交流やスポーツ交流など継続実施されています。また、平成 20 年には東京都日の出町との盟約を締結し、児童生徒の交流が行われています。岐阜県高山市荘川地区（合併により高山市に編入）とは、上木甚兵衛との関係から交流が続けられています。

2-2 自然的背景

ア. 地形・地質

新島・式根島は、富士火山帯に属する火山の噴出物から形成された島であって、大室ダシと呼ばれる大島南方の海底の高まりから、新島・式根島・神津島、その南方の銭洲を経て、さらに南西にのびる海底の小海嶺上にあります。

新島は、南北の長軸 11.5km、最大幅 3.2km の細長い島で、10 個以上の小火山体から構成されているため、地形の起伏が激しいが、大局的には、宮塚山（海拔 432.7m）を最高点とする北部の山地、本村中央にある低地とに分けることができます。

式根島は、新島の南西約 3km に位置し、南北 2.5km、東西 2.9km で、周囲の海岸線は複雑に入り組んでいますが、島内は起伏の少ない台地状の地形となっています。

地質的には、新島の一部を除いては、両島ともに流紋岩の溶岩及び火砕岩から成っています。これは、伊豆諸島の他の火山島が、玄武岩や安山岩の溶岩、火砕岩から成るのと異なる地質で、火山活動の様式・規模・間隔も他島と大きく異なっています。新島の向山から採取されるコーガ石は、黒雲母流

紋岩溶岩上部の軽石質部分で、耐火耐熱性、耐酸性、断熱・保温性、防音性、防湿性に優れ、各種建築材、骨材、窯業原料として幅広く利用されてきましたが、近年では代替製品の開発などにより、その需要は減少してきています。

イ. 土 壤

土壌も火山活動によって形成されたものが大部分であり、粗粒火砕出未熟土壌であり、耕地、集落地として利用されていますが、土地の育成力は低いと言えます。

この他、白ママ層は砂丘未熟土壌として分類され、岩石地としては向山、地内島、式根島西部海岸に分布しています。

エ. 気 象

当地域の気象は、一般的に海洋性の温暖な気候ですが、湿度は比較的low、夏冬は極めてしのぎやすい気候となっています。これら気象条件から観光地・保養地として絶好な条件にあると言えます。また一方で、西風の季節風も含め年間を通じて風が強く、古来より集落、農地において防風対策が講じられてきました。また、平成12年と21年の気温等の比較では、平均気温、最低気温が約1度上昇しており、地球温暖化の影響が表れていることがうかがえます。

表1 気候（大島測候所調）平成12年度と21年度との比較

区 分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	月の平均気温 (°C)	H21	9.0	10.6	11.0	15.4	19.2
H12		8.5	6.5	10.0	14.1	18.4	20.7
最高気温の平均 (°C)	H21	11.5	13.2	14.2	19.1	21.8	23.9
	H12	11.9	10.7	14.3	17.8	22.1	23.6
最低気温の平均 (°C)	H21	5.7	7.2	7.0	11.7	16.6	18.7
	H12	5.3	2.1	5.8	10.4	15.3	18.3
降水量 (mm)	H21	121.5	155.5	189.0	168.0	260.0	301.5
	H12	130.0	21.5	169.0	279.0	136.5	459.0
最多風向	H21	西	西	西	西	西	西
	H12	西南西	西南西	南	南西	南南東	南南西

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	年
25.0	25.4	22.9	19.4	16.2	11.9	17.3	H21
24.7	26.0	24.1	18.9	14.3	9.8	16.3	H12
27.8	27.9	25.3	22.0	18.5	14.0	19.9	H21
28.0	29.8	27.5	21.7	17.3	13.0	19.8	H12
23.1	23.2	20.8	16.2	12.9	9.2	14.4	H21
22.4	23.3	21.3	16.5	11.8	6.3	13.2	H12
185.5	361.0	56.5	275.0	243.0	145.5	205.2	H21
489.5	68.5	373.5	235.0	148.0	27.0	211.4	H12
西	東	東北東	東北東	東北東	西	西	H21
北	北北東	南西	東南東	南	西南西	西南西	H12

オ. 植物・動物

新島の植物は、伊豆諸島の中でも固有種が多く、葉が極端に大きくなるラセイタタマアジサイ、逆に葉が極端に小さくなるソナレセンブリなどが特徴です。

海岸植物には、海に近いところにはコウボウムギが多く、内陸に向かってハマヒルガオ、ハマニガナ、ツルナ、ハマグルマが多くなっています。さらに、ハマエンドウ、ハマゴウ、ハチジョウススキ、クロマツ、マルバグミ、トベラ、マルバシャリンバイと風衝低木林が続いています。向山、阿土山及び宮塚山の南は、スタジイやタブの萌芽林等の自然林が残存

しています。

式根島の海岸は狭く、新島に比べて海岸植物は少ないですが、海岸崖地にはハチジョウススキ、イソギク、ワダン、スカシユリなどの草木が多く自生しています。式根島の台地上は二次林が多く、ヤブツバキ、ヒサカキ、シロダモ、ヤブニッケイなどの萌芽林になっています。

動物相は、鳥類の種類が多く、哺乳類、両生類、爬虫類の種類が極めて少なく、孤立した島の特徴とも言えます。

哺乳類の生息はわずか4科、シマアカネツミ、ジネツミ、コキクガシラコウモリ、1969年と1971年に島外から地内島に放されたホンシュウジカとヤクシカ、エゾジカの交配種の4種です。鹿は地内島から新島に泳ぎ渡って、新島本島で増え続け、農作物等への食害やダニの害が深刻な問題となっています。

新島・式根島に飛来が確認された鳥類は163種にのぼり、天然記念物に指定されているアカコッコ、カラスバト、イイジママシクイや固有亜種のシチトウメジロ、ナミエヤマガラ、ウチヤマシマセンチュウなどが生息しています。また、近海はウミネコ、セグロカモメなどの越冬地として、オオミズナギドリ、カンムリウミスズメの繁殖地でもあります。

両生類は、ツチガエルとヒキガエル、モリアオガエルの3種ですが、いずれも島外から持ち込まれて繁殖したものです。

爬虫類は、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシの蛇類と、オカダトカゲのトカゲ類が生息しています。

昆虫は十分な調査がされていませんが、114科722種が確認されています。鱗翅類が極めて多く、天然記念物に該当する種の生息は確認されていませんが、シキネキマワリのように島名の付いたものがあります。

陸貝類についても十分な調査がされていませんが、11科25種が確認され、ニイジマシラタ、ニイジマチャイロマイマイなどの島名が付いたものがあります。

新島・式根島海域の海中生物は、十分な調査はされていませんが、貝類485種、魚類286種、その他の動物類112種、海藻類161種が報告されています。その生息は黒潮の流れ

2-3 歴史的背景

に大きく左右されます。黒潮は、フィリピン沖から沖縄・九州・四国・伊豆諸島を北上する強い暖流で、南方の生物、幼稚仔を運ぶ大動脈となっています。しかし、遠州灘沖に出現する冷水塊により、様々な流路を取るため、海水温が変動し、海中生物の生息状況を一変させ、漁獲量の変動の要因にもなっています。

当村周辺の人々の住み始めは、今から6,500年から7,000年前の縄文早期の時代と言われ、それは遺跡や出土品等からも考証されています。しかし、その後、中世までの歴史は明らかにされていません。

中世に入ってから、鎌倉幕府直轄地から戦国時代の北条氏、徳川幕府の伊豆代官支配として、一貫して中央の依存体制が続いてきました。

明治維新後は、静岡県等を経て、明治11年に東京府の管轄となり、東京に移管後は、学校等の公共施設から徐々に整備され、特に昭和29年に「離島振興地域」に指定されてからは、“離島に光と水を！”の振興方針の下で、港湾、道路、上水道をはじめ、各種の生活基盤整備がなされ、離島の隔絶性を取り除くことに力が注がれてきました。昭和53年には、東京移管100周年を迎え、記念行事も実施されました。また、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されると同時に、その適用も受け、人口減少に歯止めをかけるべく、交通体系の整備、産業基盤の整備等、「離島振興法」による事業と併せて種々の事業が行われてきました。

その結果、人口については以後横ばいとなり、昭和55年に過疎地域の適用も除外されましたが、平成12年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」の適用を受け、過疎地域として再度指定されるに至りました。

現在、当村には2島合わせて3つの集落がありますが、元々1つの村だったわけではなく、それぞれに発生の過程が異なっています。

また、当村には流人の島としての歴史もあり、島に残る「流人帳」によると、江戸時代の寛文8年(1668年)から明治4年(1871

年)までに1,333人が流されたとされています。当時の流人は、原則として働いて自活するか、故郷の仕送りに頼るかであり、限られた地域の中で島民と共に暮らすことは大変であったが、その中で流人達は、医術、建築等の種々の技術や文化を残しており、当村の文化向上に大きな貢献をしました。これらの文化や3集落の異なる歴史等は、現在でもその生活に影響を与えています。

戦後の当村の歴史上、最も大きな転機となったのは、離島ブームに始まる観光客の急増でした。当村は、昭和39年に富士箱根伊豆国立公園に編入され、自然環境の素晴らしさは認められたものの、時期を前後して始まる“離島ブーム”により観光客が急増することになりました。その結果、村の様相は急変せざるを得ない状況となり、民宿等に代表される観光関連業の第3次産業に片寄り過ぎる産業構造が出来上がっていきました。

近年、観光客離れからその産業構造も変化し、高齢化の進展も相まって、民宿等の廃業が目立ち収容能力は極端に低下しています。また、インターネット等、情報通信技術の発達により、新島においては直予約が増え、観光協会を通じての宿の斡旋は減少しています。

当村では、バランスのとれた産業構造を目指して、国や東京都の行財政支援の下で、地域の活性化のための諸施策が展開されてきましたが、いずれも行政主導型のものであり、住民が主体となった地域づくりを推進するために、核となる人材の育成が課題となっています。

2-4 社会的背景

ア. 集落と生活圏

当村は3つの集落から成り、新島には本村と若郷という2つの集落があり、かつては別々の村として存在していましたが、昭和29年10月に合併しています。2つの集落の距離は約7kmと離れており、2つの集落は都道211号線により結ばれています。平成12年に発生した「新島近海地震」により、既設の都道が使用不可能となったため、新たに2本のトンネルが掘られ、安全な生活道路として住民の利便性は向上しています。

本村、若郷共に単一集落であり、本村の集落は大規模で、さらに6つの町会に分かれています。社会的には一体化しています。

一方、式根島は明治21年までは無人島であり、それ以降に移住、開拓が進められ、島内の集落は若干散在しています。

これら3地区は、社会的な成立過程が各々異なっており、現在においても、その基盤条件には差異と特性を備えています。したがって、将来計画においては、同一村としてのコミュニティの一体化を図っていく一方で、開発のあり方や産業形態等において、各々の個性や特性を活かした施策の展開が必要です。

イ. 人 口

当村の人口の推移は、昭和30年以降急激な減少が続き、昭和25年から50年の間に70%まで減少しています。その後も緩やかながら減少傾向が続き、現在では3,100人前後で横ばいから微減傾向となっています。

人口の減少もさることながら、年齢構成のバランスが悪化していることに将来の不安が高まっており、UJターンによる生産人口の増加や少子化への対策が必要となっています。

表2 人口・世帯数・人口密度（平成22年1月1日現在）

地 区	面積	世帯数	人口	男	女	人口密度
本 村	18.45km ²	956	2,164	1,038	1,126	117.3
式根島	3.92km ²	288	562	267	295	143.4
若 郷	5.46km ²	144	342	175	167	62.6
合 計	27.83km ²	1,388	3,068	1,480	1,588	110.5

表3 人口の推移（各年度1月1日現在）

区 分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
本 村	男	1,275	1,291	1,240	1,116	1,063
	女	1,268	1,286	1,242	1,178	1,147
式根島	男	358	352	335	288	298
	女	394	376	367	320	301
若 郷	男	225	229	215	198	202
	女	245	240	242	209	217
人口総数		3,765	3,774	3,641	3,309	3,228
平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	
1,075	1,096	1,083	1,057	1,042	1,038	
1,136	1,140	1,125	1,125	1,127	1,126	
277	276	282	277	264	267	
307	321	319	313	304	295	
182	177	180	175	173	175	
187	188	176	174	175	167	
3,164	3,198	3,165	3,121	3,085	3,068	

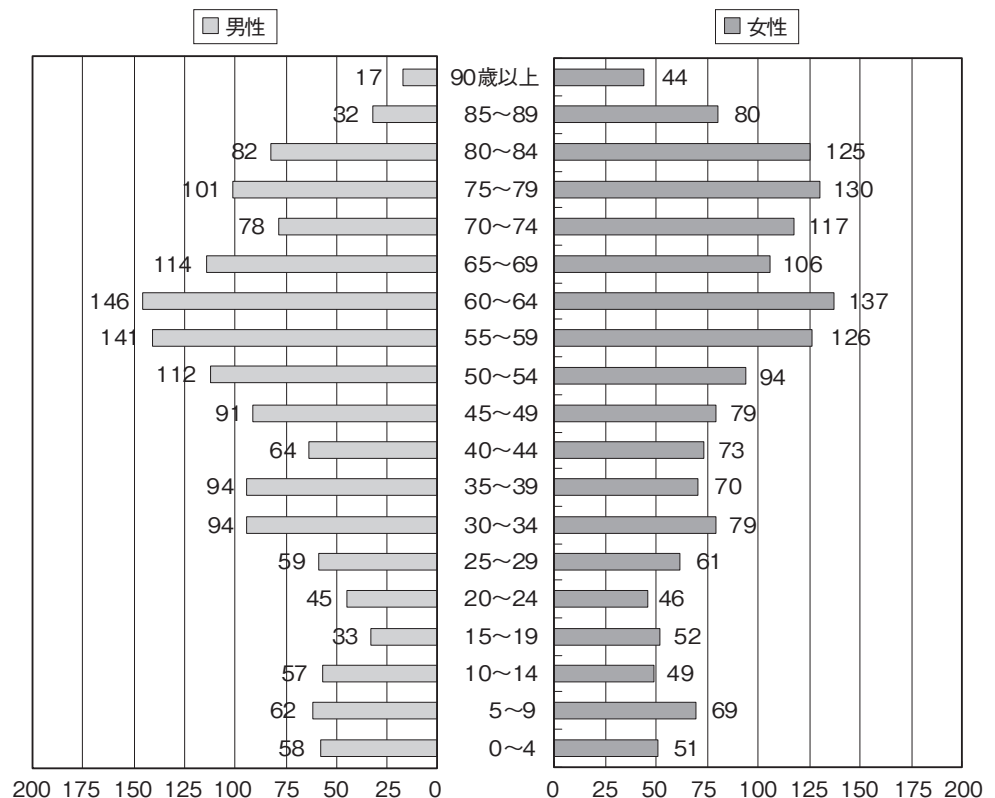
表4 人口動態（各年1月～12月）

年	区 分	自然動態			社会動態			婚姻	離婚	死産
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 2 年		17	33	△16	199	221	△22	14	3	0
平成 5 年		31	46	△15	153	221	△68	5	1	0
平成 7 年		27	40	△13	184	190	△6	9	4	0
平成 12 年		20	39	△19	175	200	△25	13	3	0
平成 13 年		23	41	△18	176	187	△11	13	3	0
平成 14 年		25	30	△5	174	123	51	13	1	0
平成 15 年		31	54	△23	179	195	△16	14	6	0
平成 16 年		28	42	△14	154	137	17	6	4	0
平成 17 年		23	36	△13	167	118	49	12	4	0
平成 18 年		29	46	△17	130	148	△18	10	3	0
平成 19 年		18	38	△20	139	163	△24	10	1	0
平成 20 年		19	45	△26	152	163	△11	14	2	0
平成 21 年		15	42	△27	137	128	9	15	0	0

ウ. 年齢及び性別構成

人口を年齢別で見ると、10歳から20歳代前半にかけての人口が少なく、この傾向はここ10年ほど変化ありません。その結果として生産年齢層の減少が目立ってきています。特徴としては、平成14年と比較して90歳以上人口は2倍に増えているなど、高齢化社会の進展が見てとれます。

表5 5歳階級別人口ピラミッド（平成22年1月1日現在）



エ. 共同社会の伝統

当村の歴史においては、社会生活、産業形態において、共同社会、協業化の伝統は極めて大きいものがありましたが、近年では農業、漁業等の中における共同体は衰退化しています。しかし、一方では相互扶助の精神である「モヤイの精神」は、生活習慣、冠婚葬祭の中で生き続けており、住民の中に脈々と受け継がれています。

2-5 経済的背景

当村の経済は、近代に至るまで他地域との交流に制約があったため、自給自足経済が原則でした。食糧や生活物資を他地域から移入、現金経済が日常生活に定着してきたのは近代になってからでした。しかしながら、他地域への生産品移出は昔からみられ、島しょの中でも当村においては水産品を中心に活発であったと言われています。

離島振興法の施行により、港湾、道路、漁港などの社会基盤整備が進められるに伴い、いわゆる公共事業に依存する経済構造が出来上がっていきましたが、その後起きた「離島ブーム」は、経済活動の中心を観光関連産業へと変革していきました。現在においては、観光客数も激減し、民宿等の観光関連産業は大きく縮小しています。

表6 産業別就業人口の推移

年 \ 区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	構成比 (17 年)
総数	1,663	1,697	1,763	1,684	1,540	1,625	100
第 1 産業	209	268	136	141	129	113	7.1
農業	29	96	43	37	18	30	1.9
林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	180	172	93	104	111	83	5.2
第 2 産業	543	494	492	452	396	378	23.6
鉱業	45	21	19	18	7	0	0
建設業	336	306	306	308	297	305	19.1
製造業	162	167	167	126	92	73	4.5
第 3 産業	911	935	1,135	1,091	1,014	1,109	69.3
卸売・小売業・飲食業	272	276	278	297	238	217	13.6
金融不動産業	19	21	17	18	17	15	0.9
運輸・通信業	100	90	89	71	101	67	4.2
電気・ガス・水道	21	20	21	23	26	27	1.7
サービス業	375	396	608	546	519	663	41.4
公務	124	132	122	136	113	120	7.5

平成 12 年：分類不能 1 ・ 平成 17 年：分類不能 25

当村の産業別就業者数の推移から産業構造をみると、以下のことが分析できます。

- (1) 農業・漁業等、第一次産業が占める割合は、7.1%と著しく低く、平成12年との比較でも1.3ポイント減少しており、後継者不足が深刻な状況にあると言えます。
- (2) 鉱業は年々減少してきましたが、平成17年には従事者としては0となり、コーガ石産業の衰退が顕著に表れています。
- (3) 建設業はほぼ横ばい状態ですが、平成18年以降は、公共事業の減少や我が国の経済不況の影響により、その経営は大変厳しくなっています。
- (4) 労働者数全体としては、数値に大きな変化が無く、産業の硬直化が表れています。

本

論

1) 環境にやさしく自然と調和した村づくり

1-1

土地利用計画

【現状と課題】

当村における土地利用は、土地資源の限られた離島という条件下の上に、農漁業後継者不足による休耕農地の増大、Uターン人口の減少による空き家の増加など、高齢化に拍車をかける現象が続いています。近年に入り、ようやくUターン者が増え始めてはいるものの、この状況の打開には至っていないのが現状です。

その一方で、核家族化により人口と世帯数のバランスは崩れ、結果として住宅不足・宅地不足が起きる現象につながっています。また、Uターンの希望も若干ではあるが増えつつあります。

今後は、住民の住宅及び宅地に対するニーズを捉えた自然と調和した無理のない土地利用計画を策定する必要があります。

【計画の主題】

〈土地利用マスタープランの策定〉

当村では、ケースごとの判断により、土地の利用を決定してきました。今後、村土の計画的活用を図るため、土地利用のためのマスタープランを策定する必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

土地利用マスタープランの下、適正かつ有効的な土地活用を図り、自然と調和した宅地開発や住宅建設、公共施設建設など、住みよい新島村をつくりあげます。

【今後の施策】

1. 土地利用のためのマスタープラン策定

1-2

自然保護計画

【現状と課題】

当村は太平洋上に浮かぶ島であり、気温は一年を通じて比較的温暖ですが、冬季の季節風である「西風」は強烈で、島の暮らしの様々な障害要因となっています。

当村には多くの自然が残されています。新島の東側の羽伏浦海岸とそれに続く雄大な白ママ層の断崖が、青い海と美しいコントラストを醸し出しており、式根島では出入りに富んだ海岸線と白

砂青松が美しい景観を形作っています。こうした美しい自然は、夏季の海水浴やサーフィンを中心とする観光客にとって大きな魅力です。当村における自然環境のための区域指定は、本村・若郷・式根島の集落を除き、海上を含めた全域が自然公園区域となっています。このうち、鶺渡根島・地内島・早島と、新島東北部に2ヶ所、南部に1ヶ所の合計6ヶ所が自然公園法の特別保護区域となっており、その面積は自然公園区域の約6.6%を占めています。

また、第1種特別地域は、新島の北部、式根島のほぼ全域の海岸に指定され、第2種特別地域は、宮塚山周辺及び新島・式根島の山地部から海岸にかけて指定されています。このように当村では、全区域の約78.8%が国立公園特別区域に指定されており、豊かで特色ある自然は、村民のみならず多くの人々にとって潤いと安らぎをもたらす貴重な自然資源となっています。

一方、自然保護を考える上で大きな要素になることは、島の暮らしそのもの考えることです。暮らしを向上させるための基盤整備は、少なからず島の自然を破壊しているという基本認識を持つことが必要となります。開発により、多くの緑地が失われ、海浜への影響もその要因ははっきりとしていないものの顕著に表れています。今、私たちがすべきことは、貴重な自然を未来に向けて保護・継承していくことです。そのためには、自然環境に与える影響を常に考え、開発と保護を一体的に行う必要があります。それと同時に、外来種である松くい虫などの病害虫の駆除・防除や有害鳥獣の駆除は、自然環境保護のために強化していく必要があります。

【計画の主題】

〈自然との共生を考える〉

新島・式根島は、海洋性気候の中にあって、多くの自然環境に恵まれています。したがって、自然環境の保護・保全は、村土の基盤を保つための大前提であり、自然環境の積極的な保全と活用を推進するためには、地域性を踏まえた総合的な土地利用を探ることが必要です。

自然環境に配慮した上で、将来を見据えた開発とともに、自然公園法の規制の下、積極的に自然を保護・保全していく施策

が重要です。

〈きめ細かなゾーニング〉

自然環境の保護・保全の必要性、土地利用の適正度・許容度に応じた村土全体の土地評価、ゾーニングが必要であり、きめ細かな対策を講じながら、各種法規制や条例の適正な運用を図ります。

〈自然環境教育の場として活用を進める〉

自然との共生は、そこに暮らす人々がその意識を持って初めて成り立つものであり、そのためには、身近な自然に対して畏敬の念を持つことが大事です。自然を守り、共生していくことは、私たちの未来に向けて、良好な地球環境を引き継いでいくために最も大事なことであり、そのためには、子供たちを含め住民、来島者を巻き込んだ自然保護教育の場、体験・交流の場として島全体を位置付け、その上で個性的な魅力の創造を図っていく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 新島・式根島のきれいな自然環境が守られ、国民・都民に広く提供されています。
2. 土地利用マスタープランに基づき、良好な環境が保持されています。
3. 島全体が環境学習の場として活用されています。

【今後の施策】

1. 緑化推進

公共施設や公用地の緑化推進とともに、民有地における緑化についても推進していきます。公共事業においては、極力、樹木の伐採を少なくすると共に、やむを得ず伐採する際には、現状以上の樹木の植栽を実施します。

2. 修景美化の支援

町会やグループなどの単位での修景美化活動を積極的に支援していきます。

3. 自然体験・自然教育・交流の場の整備

住民はもとより、来島者に自然を体験していただく場や自然学習の場の整備を図ります。

【現状と課題】

当村における急傾斜地として若郷木戸上地区が平成15年度に再指定されていますが、この他にも傾斜地となっている個所は数多く存在しています。治山による保全・防護工事などにより、危険度の解消は図られているものの、今後も引き続き対策を講じていく必要があります。また、砂防指定地は4ヶ所12.18haが指定されています。

保安林の指定状況を見ると、海岸沿に潮害防備防風のための保安林が、山地部に土砂流出防止、魚つきのための保安林が指定されています。しかし、現状では海岸の砂浜の浸食や表土の流出により年々砂浜が減少し、大きな問題となっています。

海岸保全区域は、羽伏浦、淡井浦、間々下浦、本村前浜、若郷前浜、式根島釜の下、石白川の7ヶ所が指定されています。

今後は、住民の生活環境の保全や村土の保全について、長期的な視野の下に事業展開していく必要があります。

表7 保安林の状況（平成20年度）

区分	土砂流失防備	土砂崩壊防備	飛砂防備	防風	潮害防備	落石防備	魚つき	合計
面積 (ha)	102	33	3	24	8	31	25	226

【計画の主題】

〈村土保全は新島村の将来に直結する〉

周りを海に囲まれた地形的条件の当村にあっては、海岸をはじめ治山、治水、植林など、きめ細かい施策が必要となっています。

観光をはじめとした開発事業により、土地の改変を必要とされる場合には、厳重なチェックが必要であり、同時に土地回復のための措置も実施されるべきです。

〈先人の知恵を受け継いだ村土づくり〉

防風・防潮林の造成など、先人たちの知恵が生み出した村土保全策を再度見直し、長期的な視野に立った村土保全策の実施が必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 浸食が進む海岸を守るための離岸堤や潜堤などの設置により浸食防止対策が進んでいます。
2. 防風林や防潮林などの手入れが行われ、良好な集落環境が創出されています。
3. 治水・治山事業が進み、山地部の崩壊や土砂流出が防止されています。

【今後の施策】

1. 防風林の保護及び造成
集落部や農地を中心に、防風林の保護及び造成を進め、良好な環境を創造します。
2. 海岸の養浜
失われた海浜の復元に向けて、東京都と共に人為的な砂の補給等も含め養浜対策を進め、村土の回復を図っていきます。
3. 治水・治山事業の推進
山地部の崩壊防止や、土砂流出を防止するための治水・治山事業を計画的に推進し、居住地域の保護と海岸・海洋への土砂流出を防止します。

1-4

新エネルギー・ 地球温暖化防止計画

【現状と課題】

当村のような自然環境が多く残る地域においては、火力発電による安定的な電力供給と共に、自然エネルギーを活用した発電など、環境に優しいエネルギーの開発が可能な地域だとも言えます。かつて風力発電の可能性の研究を実施しましたが、実用化に至らなかった経過があります。今後についても、風力・太陽光・波力等の自然エネルギーの研究を官民一体となって進めていく必要があります。また、地球温暖化防止対策の観点からCO₂の削減に努める必要があります、カーボンナチュラル・カーボンマイナスへの取り組みが求められています。

【計画の主題】

〈自然エネルギーの開発〉

風力や太陽光など、自然エネルギーの活用に積極的に取り組みます。

〈カーボンオフセットへの取り組み〉

地球温暖化防止活動を住民と行政が協力しながら進めます。このために、排出量及び吸収量の算定を行い、地域での排出量の見える化を実施します。また、エコツアーやカーボンオフセットツアーなど、地球温暖化防止活動を通じた都市部との交流を図ります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 官民が協力した大規模な自然エネルギー（風力・波力・太陽光など）を利用した発電施設の研究に取り組まれています。（カーボンクレジットの創出）
2. 自然に優しい村として環境学習や各種ツアーを実施し、エコアイランドとしての認知度が高められています。

【今後の施策】

1. 持続可能エネルギーの活用実験（風力・波力など）
東京電力・大学など、官民一体となった研究に取り組みます。

2. 太陽光発電の普及

国・東京都の補助施策に加え、村独自の支援制度を検討します。

3. 省エネルギーへの取り組み（意識の向上）

地球温暖化ガス排出量の見える化を行い、各家庭において排出量の削減に取り組む目安を示します。また、具体的な省エネルギー対策についても周知啓蒙し、家庭からのCO₂削減を進めます。

1-5

交通・運輸計画

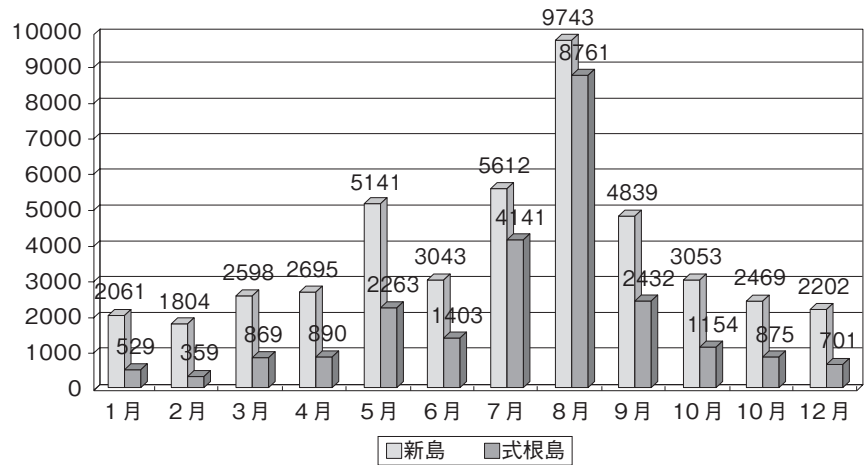
【現状と課題】

当村は、地理的条件から島外とのアクセスは海路及び空路のみであり、特に生活物資は、海上輸送によるのみであり、地域振興や生活面において必要不可欠です。定期的な貨客船の就航は、新島港・野伏漁港を拠点として、東京・下田を結んでおり、途中、神津島、利島、大島、横浜港に寄港しています。平成14年には超高速船のジェットfoilが就航し、東京～新島間を2時間25分で結ぶ海上交通の新時代を迎えました。しかしながら、波浪に弱く欠航が多発していることから、就航率の向上対策が課題となっています。

一方、航空路については、昭和62年に都営第三種空港が整備され、小型機による不定期の航路が開設されました。平成12年には、19人乗りのドルニエ機が就航し、住民の重要な交通アクセス手段として利用されています。しかし、料金が高額であることなど、改善要望が出ています。平成23年には4機目となるドルニエ機が導入され、ほぼ全ての便の時間短縮と輸送力増強が図られています。

海路、空路の月別の利用者数の状況については、次表に示すとおり、夏季集中型の利用となっていることがわかります。

表8 月別来島者数（平成21年）



【計画の主題】

〈海上輸送の安定化を図る〉

海上輸送は島で暮らす住民にとって生命線とも言える最も重要な路線であり、安全かつ安定的な交通を確保することは、産業振興、医療、教育も含め最も大切な課題です。特に、観光振興を図る上では最も基本的な課題であり、安定的な交通の確保の実現が、観光産業の盛衰を左右すると言っても過言ではありません。したがって、冬季の季節風による欠航を極力減少させ、安定的に就航ができる港の整備は、最重要課題であり、高速化など利便性向上と併せて推進していく必要があります。

〈料金の低廉化への取り組み〉

当村の持つ課題の一つとして、海路・空路料金の低廉化への取り組みが挙げられていますが、各会社とも経営状況は大変厳しく、離島航路補助を受けている路線もあることから、その実現には厳しいものがあります。しかし、より利用度の高い海・空路線として住民や観光客に受け入れてもらうためには料金の低廉化への取り組みが必要です。

〈村内交通網の整備〉

島間の交通として、新島・式根島間を結ぶ村営船「にしき」が就航していますが、近年では式根島から都立新島高校へ通学する生徒が増えるなど、益々安全で安定的な就航体制の確立と共に、

発着場所の選定についても利便性を考慮した場所の設定が必要です。また、村内の車両交通網については、路線バスがなく、行政運営の「ふれあいバス」のみが唯一の公的な交通機関となっています。今後は、島内バスの路線化を含め、村内交通網の整備が課題となっています。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 就航率 100%を目指した港の整備が進んでいます。
2. 快適な船旅のための新船導入（大型船）が実現しています。
3. 村内路線バスとして定期路線運行が始まっています。
4. 航空路・船舶運賃の低廉化が実現されています。

【今後の施策】

1. 就航率向上のための港の整備促進

現在、計画に沿って進められている港湾整備ですが、早期完成を図るために、国及び東京都に強く要望します。特に、新島における羽伏漁港の整備は、冬季の季節風による欠航を防止するためにも大変重要な課題です。漁港とはいえ大型客船やジェットfoilが安全に接岸できるよう、その整備促進についても強く要望します。

2. 快適な船旅のための新造船建造

現在のかめりあ丸の代替船として、船内環境が向上した快適な新船の建造に向けて、国・東京都並びに関係町村と運営会社とで協議を進めます。

3. ふれあいバス

現在、ふれあいバスとして委託運航していますが、今後のふれあいバスの在り方を検討しながら、路線化の実現に向けて取り組みます。

4. 海路・航空料金低廉化の実現

空路では19人乗りのドルニエ機が4機配備され、一定の輸送力の増強は達成されています。また、離発着の条件緩和により、就航率の向上はなされています。海路についても高速化の実現がなされ、その利便は向上していますが、両路線共にその料金は他地域に比べ割高となっています。今後も更に利用料金の低廉化へ向けて運営会社と協議していきます。

【現状と課題】

現在、当村には新島と式根島にそれぞれ1路線の都道があります。都道211号線（若郷新島港線）は、平成12年の新島近海地震により遮断され、現在では、2つのトンネルによって安全通行が可能な道路として整備されています。また、都道237号線（式根島循環線）については、村道との接続が完了し、現在のところ通行が可能となっていますが、引き続いての整備を要望しています。村道については、本村地区においては下水道事業が進められていることから、管渠布設状況を勘案しながら、順次整備を進めていくことにより、工事期間の短縮や効率性を確保する必要があります。表9を見ると、舗装率の低さが目立ちますが、全路線実延長に占める舗装率であり、生活道路に関しては100%近い舗装率となっています。

表9 道路の現況

（平成21年4月1日現在・村道は平成17年4月1日現在）

	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
都道	17,616m	17,616m	100%	17,616m	100%
村道	122,265m	45,643m	37.3%	53,667m	43.9%

【計画の主題】

〈村内交通の骨格となる幹線道路（都道）の整備促進〉

村内の各地区を結ぶ幹線（都道）については、新島では都道211号線が災害に強い2本のトンネルで結ばれていますが、式根島においては237号線式根島循環道が当初の計画どおりに整

備されず 17 年度をもって大浦地区が完成し、その後の整備は現在のところ不透明な状況です。このことから、式根島循環道の整備促進について継続要望していく必要があります。

〈村内道路の整備〉

当村では、平成 13 年度の若郷地区の下水道共用開始に始まり、本村地区においては特定環境保全公共下水道整備事業として、計画に沿って整備が進められています。下水道工事における管渠布設のため、村内道路の本格的な整備ができない状況となっていました。しかし、管渠布設工事もある程度の進捗状況となっていることから、今後は管渠布設が完了した路線から順次整備を進めていく必要があります。同時に、見通しの悪い路線についても、地権者の理解を得ながら視距改良を進めていく必要があります。また、現在歩行者や自転車の通行ができない本村～若郷間についても歩行者及び自転車通行が可能な道路整備について検討する必要があります。

【「10 年後の新島村」の姿】

1. 舗装率が向上し、歩行者に優しい道路整備が進んでいます。
2. 本村～若郷間の歩行及び自転車通行が可能となっています。
3. 式根島循環道の整備が着手されています。
4. 視渠改良が進み、交通事故の危険性が減少しています。

【今後の施策】

1. 都道・村道の整備促進

道路整備計画（5ヶ年計画）に基づき、村道の整備を推進します。都道についても東京都と連携して、計画に沿って進めます。また、現在休止されている式根島循環道の整備について、引き続き整備要望していきます。

また、道路整備を進めるに当たっては、環境や景観に考慮します。

2. コミュニティ道路の整備

狭小な道路についても、歩行者専用道路や子供が安心して遊べる道路、コミュニティ空間としての整備を検討します。

3. 夜間の安全確保

街路灯を整備・充実させ、夜間の安全通行の確保を図ります。

4. 本村・若郷間の歩行及び自転車通行の実現に向けて

現在、徒歩や自転車での通行が不可能となっている本村～若郷間の通行を、自転車については、トンネル内通行許可の可能性について協議すると共に、徒歩通行については、災害時に整備した仮設道の利用について検討するなど、両通行の実現に取り組みます。

1-7

港湾・漁港・ 空港整備計画

【現状と課題】

1. 港湾整備

現在、当村には新島と式根島に2つの地方港がありますが、式根島における商港的役割を果たしているのは、実質的に野伏漁港です。今後も、1島2港の港湾・漁港を含めた港整備の推進が望まれています。新島・式根島における各港の状況は次表に示すとおりとなっています。

表 10 港の状況（平成20年度末現在）

港名	新島港	羽伏漁港	若郷漁港	式根島港	野伏漁港	小浜漁港
種別	地方港湾	第1種	第1種	地方港湾	第1種	第1種
岸壁 (m)	380	450	544	150	575	203
物揚場 (m)	299	—	—	80	—	110
船揚場 (m ²)	7,200	—	4,916	3,675	2,004	2,756
防波堤 (m)	1,041	357	—	65	203	35
離岸堤 (m)	—	—	—	—	—	—
護岸 (m)	399	—	—	155	—	310
道路 (m)	470	—	—	225	—	—
駐車場 (m ²)	12,546	—	—	1,630	—	—
船客待合所 (m ²)	1,262	—	—	252	—	—

近年では、定期船の大型化とともに、春から秋にかけては超高速船のジェットフォイルが就航しており、快適性の確保や時間短縮化が図られていますが、その反面、高速船の就航率の低さや接岸予定港の変更が問題視されています。これは、港の整備状況のみが原因とも言えませんが、静穏域を確保するための港の早期整備が必要です。

2. 漁港整備

新島・式根島には、若郷・羽伏・野伏・小浜の各漁港があり、このうち野伏港は定期船の発着港として通年利用されており、商港的役割も担っています。また、羽伏漁港については、漁港としての利用はもとより、冬季の季節風による欠航を防止する港としての機能も併せ、その早期整備が切望されています。

3. 空港整備

第3種都営空港として開港されている新島空港ですが、計画的にその整備を進め、安全で安定的な利用が可能な空港として、東京都において管理されています。

【計画の主題】

〈確実に接岸できる港の整備促進〉

1島2港方式が叫ばれて久しいですが、当村では未だその実現ができていない状況にあります。地方港湾である新島港は新島の玄関としての機能を果たしていますが、冬季の季節風の時期には接岸不能となる場合もしばしばあります。また、式根島港は、その役割を野伏漁港に委ねている状況であり、今後についても定期船の接岸は困難な状況となっています。新島港については北側岸壁の早期完成と、それによる静穏域の確保が、就航率の向上につながることを期待されています。

〈漁港の整備促進とその活用を〉

新島港の補完港としての役割を期待される羽伏漁港は、計画に沿って整備が進められていますが、早期完成を目指して強く働き

かけていくことが必要です。また、整備後の活用について関係機関での連携の下、協議していく必要があります。

〈観光に配慮した港の整備〉

みなと振興計画による新島港周辺整備が図られ、22年度には船客待合施設及び緑地広場の整備が完了し、魅力ある港へと生まれ変わりました。このように、港を拠点とした観光のスタイルを創造することも、離島観光には無くてはならない施策だと言えます。現在の船便では、1年のうち半分はジェットフォイル中心のダイヤとなっており、新島における発着港は、波浪の影響もあり、若郷漁港が多くなっており、今後もその傾向は続くものと予測されます。また、冬季の季節風が強く吹く時期には、風裏の羽伏漁港の活用が見込まれます。そのような現状から、今後、港湾・漁港に関わらず、観光を念頭に置いた施設整備や周辺整備が必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 欠航の少ない港の整備が完了しています。
2. 式根島野伏漁港新船客待合施設が設置されています。
3. 羽伏漁港が完成し、冬季の季節風にも安定的に操業することが可能となっています。
4. 羽伏漁港及び若郷漁港に船客待合施設が設置され、利用者の利便が向上しています。
5. 新島港マリーナが供用開始され、多くのプレジャーボートの停泊が可能となっています。

【今後の施策】

1. 新島港マリーナの整備

マリーナの早期完成を目指し、整備を促進します。

2. 新島港の整備

北側突堤の早期完成と同時に港内の静穏域の確保のための施策を講じます。

3. 若郷漁港の整備

計画的整備を推進し、港内の静穏域を確保するとともに、陸域整備を促進します。また、船会社との協議の下に、今後の運行形態を続ける前提に立って、ジェットfoil接岸時に対応するために船客待合施設の整備について、関係機関と協議を進めます。

4. 羽伏漁港の整備

冬季の漁業基地としての役割を早期に果たせるよう整備を一層促進します。また、客船の接岸についても新島港の補完港としての役割を果たせるよう、整備を進めます。

5. 野伏漁港の整備

現在の船客待合施設を移転整備し、利用客の利便向上とともに、インフォメーション機能等の多機能施設として活用できるように、その整備について、関係機関と協議を進めます。

2) 真の豊かさを享受できる村づくり

2-1

農業振興計画

【現状と課題】

1. 農用地

平成 17 年現在、当村の経営耕作面積は、畑 38ha であり、畑のみとなっています。しかし、慢性的な後継者不足、就農者の高齢化により、畑の約 70%、28ha が休耕地となっています。耕作地のうちの多くが自家消費型の小規模経営であり、高齢者を中心に耕作がおこなわれています。今後、農業の振興を図っていくうえで、休耕地の有効利用による換金性の高い作目の生産と、新規作目の導入などによる経営安定化を図っていく必要があります。このためには、農業委員会を核として農地の流動化を推進すると共に、農地の整備、再編などを進めていく必要があります。

2. 農家数

当村の農家戸数の推移をみると、昭和 35 年から減少し始め、昭和 55 年から 60 年にかけて 579 戸から 467 戸へと減少しており、平成 17 年では 141 戸と激減しています。しかもそのほとんどが自家消費型小規模農業となっています。また、就農者の年齢構成では、65 歳以上が 78% を占めており、男女比はほぼ同率となっています。

3. 生産物

農業生産額は、かつてのレザーファンやキヌサヤといった中心作目から、比較的資本のかからないアシタバ栽培へと移行しつつあります。また、近年、焼酎などの原料として見直されているアメリカ芋の生産が増加傾向にあります。

一方、農業の多くを占めるのは、多作目による自家消費型であり、作付面積並びに生産量も少ない農家が大多数を占めています。

【計画の主題】

〈農業を見直し、安定的な経営を図る〉

就業形態の変化により、観光関連産業に占める割合は高くなり、その反面就農人口は減少してきました。特に換金農家の減少は顕

著であり、農業離れが続いてきました。しかし、近年になって農業が見直され、換金作目への取り組みが少しずつではあるが増えてきています。農業生産額は当村経済の中では極小ではありますが、自家消費作物も含め、金額に現われてこない効果もあります。今後、農業を再度見直し、換金性を伴った自立農家を増やし、再度、農業を基幹産業の一つとして盛り上げていくことが必要です。

〈遊休耕作地の活用と農用地の流動化〉

前述したように、当村の農地のうち約70%が耕作放棄地となっており、活用されていない現状があります。しかし、その農地のほとんどは小さい筆で細分化されているため、流動化が進んでいません。今後は、遊休農地の流動化を進めるために、仲介をする機関を検討すると共に、集積化も念頭においた農業の効率化を図っていく必要があります。

〈地産地消への取り組み〉

換金作目の産地化形成はもちろん重要な課題ですが、地産地消による地場作物の普及及び安心安全な農産物の供給への取り組みも必要となっています。離島地域の特性として輸送コストが多大会であることが挙げられますが、地産地消を進めることで、コスト軽減や農業への理解が深まっていく効果が期待できます。学校給食をはじめ、地元商店との提携など、JAを通じた積極的な取り組みが必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 認定農業者及び農業従事者の増加が図られています。
2. 地産地消を進められ、自給率がアップしています。
3. 鹿などの有害鳥獣の減少が図られています。
4. 観光産業とのリンクが推進されています。

【今後の施策】

1. 農業従事者の増加に向けて

現在 15 軒ある認定農業者を増やし、同時に農業従事者を育成することを目指して、農業指導をはじめ、魅力的な農業の推進のためにふれあい農園を中心に各種施策を講じます。また、モデル農家の認定についても検討します。

2. 新技術の開発

新種苗の導入などを含め、新しい技術の導入も積極的に取り組みます。

3. 農地の流動化への取り組み

農家数を増やすために、農地の仲介を行い希望者を募るなど、遊休農地の有効活用に能動的に取り組みます。

4. 農道の整備促進

農作物の円滑な運搬と、農地における交通の安全確保のために、計画に沿って農道整備を進めます。

5. 観光産業との連携

漁業と同じく農業についても、単独での振興と共に他産業との連携による相乗効果が期待できます。摘み取り体験などの農業体験を観光メニューに組み込むことにより、お互いの産業の連携が図られると同時に、観光メニューの多様化につながっていきます。

6. 有害鳥獣の駆除

十数年前から深刻な農業被害を及ぼしている有害鳥獣の問題については、即効薬的な対策がなく、罠による駆除が今まで最も有効な手段として用いられてきています。ここ数年間で集中的に捕獲し、個体数の激減を図ると共に、将来的には撲滅のために新たな技術の導入も検討していく必要があります。

7. 東京の野菜としての市場価値を高める

近年、地物としての価値が改めて見直されています。当村においても東京の野菜としての価値向上に取り組みます。

8. 農業従事者の意識改革

自家消費型小規模農業が主流の当村にあって、農作物を換金するという意識はあまり浸透していません。少量でも売買の機会をつくることにより、農業者の意識を変え、営農への取り組みを助長させます。

2-2

漁業振興計画

【現状と課題】

1. 当村における漁業

当村の漁業は、我が国の排他的経済水域の45%を占める伊豆諸島・小笠原諸島海域に位置していることから、条件的に恵まれた環境にあると言えます。また、古来から漁業により生計を立てていた歴史からも、将来にわたって発展させていくべき産業です。しかし、社会経済情勢や島内の産業構造の変化等に伴い、就業形態にも影響が出ており、農業同様、後継者が不足しています。

漁法についても、戦前から昭和30年代までは、大型漁船による協業での大衆魚の漁獲が中心でしたが、それ以後は一人操業の一本釣り、曳き縄漁業が増加し、更にその後、漁業構造改善や近代化などの助成制度が発達したことから、漁船の新鋭化による一人操業が大部分を占めるに至っています。

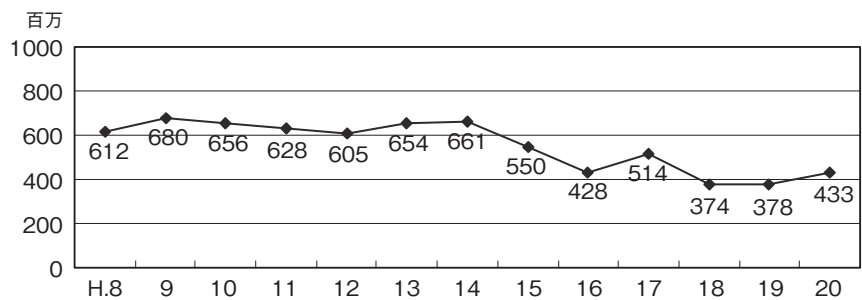
かつて、3地区にそれぞれあった漁業協同組合は、平成14年7月に合併し、新たな「にいじま漁協」として再出発しましたが、それぞれの漁協での経営も逼迫していたことから、合併漁協としての経営についても大変厳しい状況となっています。

今後は、漁協の健全経営を図るため、更に経営の合理化を進め、東京都及び村の指導監督のもと、理事及び職員並びに組合員が一致協力して組合経営の再構築を図っていく必要があります。

2. 水揚高の推移

漁獲高の推移をみると、昭和 59 年と 61 年は 800t を超えていましたが、その他の年は概ね 700t 前後となっており、更に平成 19 年では 479t と、就業者の減少と共に減少してきています。また、漁獲高を見ても 6 億前後を推移してきましたが、近年では 4 億円前後と落ち込んでいます。

表 11 漁業漁獲高の推移



3. 保有漁船数

登録漁船と漁船トン数については、次表のとおりです。小型漁船が中心で、若干の変動があるものの横ばい状況です。

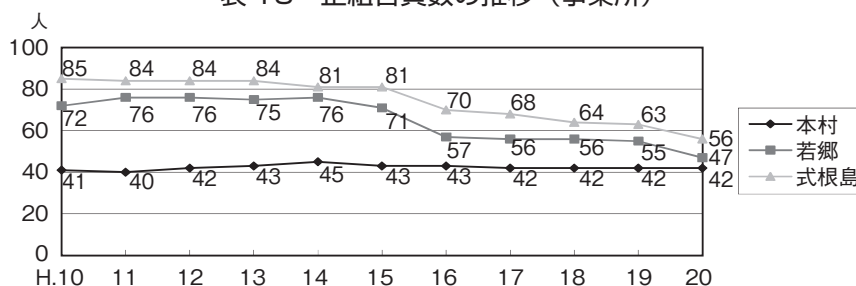
表 12 漁船の状況 (平成 21 年 1 月 1 日現在)

事業所	0～3t		3～5t		5～10t		10～20t	
	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数
若郷本所	3	4.08	11	50.7	8	61.65	5	51.91
本村事業所	27	49.36	15	56.44	8	59.38	6	84.36
式根島事業所	27	43.87	8	33.39	18	112.59	5	75.70
合計	57	97.31	34	140.53	34	233.62	16	211.97

4. 組合員数

各年度における組合員数の推移は、次表のとおりであり、本村地区はこの 10 年間でほぼ変化ありませんが、若郷・式根島地区の正組合員数が減少しています。

表 13 正組員数の推移（事業所）



【計画の主題】

〈各産業との連携による漁業振興〉

当村の漁業は、海洋資源の減少、魚価の低迷、後継者不足による高齢化などの様々な要因により、その経営はひっ迫した状況となっています。漁業は言うまでもなく基幹産業の一つであり、村全体の経済に与える影響も少なくありません。したがって、漁業振興のみを捉えるのではなく、観光や水産加工など商工全体での連携による相乗効果を創出していくことが重要です。

〈漁協の再生〉

3地区の漁協が合併して久しいですが、その経営は変わらず苦しい状況にあります。東京都及び村の支援も必要ですが、組合員が危機感を持ち、自ら立て直す気概が必要であり、その上にとって漁協再生が促進されると考えられます。

〈安全に操業できる漁港の整備促進〉

各漁港の整備を計画に沿って遅滞なく推進し、漁業基地としての港を早期に整備すると共に、その後背地についても有効活用していく必要があります。

〈後継者の育成〉

漁業に携わる人の高齢化や後継者不足による就労者の減少は、漁業振興のための足枷となっています。今後、就労者数を増大させ、漁獲高を向上させるためには、魅力ある漁業の創出による雇用創出が必要となっています。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 漁獲量が5億円台に上昇しています。
2. 観光産業とのリンクが図られています。
3. 操業時間の増大が可能となっています。(漁港の整備促進)
4. 漁業資源が増大しています。(種苗放流や中間育成)
5. 漁協の健全経営化が推進されています。(漁協再生計画の推進)

【今後の施策】

1. 漁場の整備（地先型増殖場の整備）

地先型増殖場を整備し、漁業資源の増大を図ります。本事業実施にあたっては、モニタリング調査を行うなど、事業効果の検証を行い、適正な場所、適正な規模を決定して進める必要があります。

2. 観光と漁業の連携

朝市や船待売店などへの海産物の提供により、地元消費を推進すると同時に、体験漁業など、新しい取り組みにより漁業収入を増加させると共に、観光産業への相乗的な効果を図っていきます。

3. 出荷体制と出荷ルートの研究

ブランド化を図るためにも、選別や管理などの出荷体制を確立し、新鮮で美味しい魚介類のイメージ戦略を推進します。また、雑魚についても、その利用価値を模索し、2次加工による付加価値製品の開発に取り組みます。出荷ルートについても研究を進めます。

4. つくり育てる漁業の確立

式根島養殖場の在り方を見直し、中間育成等も視野に入れた栽培漁業の方策を検討すると共に、放流事業の結果検

証とそれに基づく事業実施を費用対効果を考慮しながら推進します。

5. 漁港の整備促進

各漁港の整備を計画に沿って推進します。

6. にいじま漁協の再生

現在、経営に窮しているにいじま漁協の再生に向けて、再生計画に基づく各種施策を展開していくことはもとより、基盤となる漁業従事者のモラルの徹底を図っていくことが大切です。このために、漁協本体をはじめ、村、東京都などの関係機関が連携して、漁協再生に向けて強力に取り組みます。

2-3 観光振興計画

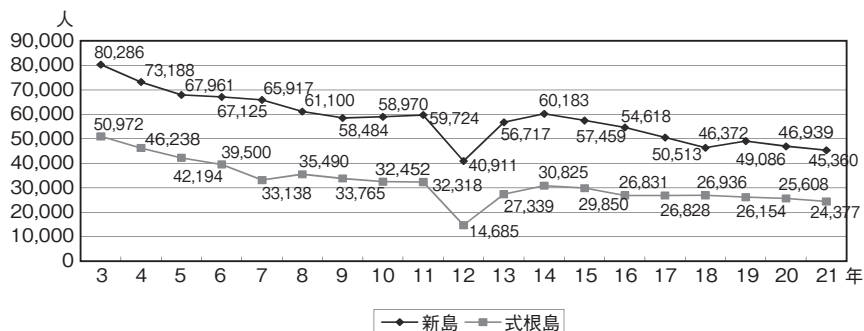
【現状と課題】

1. 入り込み客数の推移

新島及び式根島への来島客数は、次表に示すとおり推移しており、特に新島においては、離島ブームの終焉とともに急激な減少を続けてきました。円高による海外旅行ブームや旅行自体の低廉化など、様々な要因が挙げられますが、新島・式根島が多様化する旅行者のニーズを満たすことができなかったことは大きな反省点であると言えます。

今後の観光振興を推進していく上では、他地域との差別化や個性を前面に出した観光戦略を講じていくことが重要です。

表 14 来島者数の推移（平成 3 年～ 21 年）



2. 夏季への集中型観光

年間の入込客数は上記の表のとおりですが、年間の入込客数は相変わらず夏季の7・8月に集中しています。この傾向は数十年変化していませんが、今後は夏季観光シーズンの旅客の確保とともに、それ以外の季節での来島者を確保し、平準化を図っていくことで年間来島者の増大を目指していくことが必要です。

3. 来島者層

新島は、日本有数のサーフスポットとして国内外に知られていることから、来島者は、サーファーを中心とした若年層に集中しており、新島の個性とも言えます。しかし、これからの観光の発展を考えたとき、サーフィンを中心とした若者層の確保はもとより、高齢者や家族連れの方々もゆったりと過ごせ、島の自然を楽しみながら体験できる新たなメニューの提供が必要です。また、式根島については、新島とは異なった資源や魅力を持っており、来島者層も新島に比べ比較的幅が広がっています。このように、2島それぞれに異なった魅力や資源を有していることから、それぞれの島にあった振興策を講じ、更に2島での相乗的効果を促す観光メニューの創出も重要な課題です。

4. 観光消費と経済効果

平成20年度における年間の観光客消費額は次表のとおりとなっており、概ね16億円ですが、これは単純に観光客が消費した額の推計であり、これに関連する食料品などの材料供給者や関連商工観光業者を潤すなど、村全体の経済を支える重要な役割を果たしていると言えます。

表 15 観光客消費額推計（平成 20 年度）（産業労働局観光部調）

項目 区分	消費額合計 (千円)	消費額内訳				
		宿泊代 (千円)	食事代 (千円)	土産代 (千円)	施設見学及 び島内交通 費(千円)	その他 (千円)
新 島	984,162	671,129	79,086	37,725	98,327	97,895
式根島	662,710	401,460	84,776	25,023	81,559	69,892
合 計	1,646,872	1,072,589	163,862	62,748	179,886	167,787

5. 資源及び宿泊施設

新島・式根島の全域が国立公園区域に指定されていることから、両島の自然環境は、単に島民の誇る資産ということのみではなく、国民・都民の共有財産として保護していかなければなりません。

新島では、6kmにも及ぶ白砂の羽伏浦海岸に代表されるスケールの大きな自然資源を有し、式根島では、入り組んだ複数の入江と白砂青松の落ちついた雰囲気をもった環境と、同じ行政区域でも異なった魅力を有しています。この2島が隣接しており、2島を結ぶ連絡船が運航していることは、観光資源としての価値を高めていると言えます。

宿泊施設は年々減少傾向にあり、その収容可能人数は新島と式根島ではすでに逆転しており、両島の合計収容可能人数は3,600人程となっています。

表 16 宿泊施設の状況（平成 21 年 1 月現在：単位 軒・人）（産業労働局観光部調）

区分	宿泊種別	総数			旅 館 ホテル	民宿・ペンション		キャンプ場 公設	ロッジ 公設
		計	公設	民営		通年	季節		
新 島	軒数	45	2	43	1	42	0	1	1
	定員	1,556	176	1,380	120	1,260	0	150	26
式根島	軒数	51	1	50	5	36	9	1	0
	定員	2,053	150	1,903	183	1,442	278	150	0
合 計	軒数	96	3	93	2	78	9	2	1
	定員	3,609	326	3,283	303	2,702	278	300	26

6. 交通アクセス

海路・空路共にある程度快適で安定な運航が可能な状況にはなってきているものの、観光客にとっては、その料金は高額であり、海外旅行等と比較しても割高となっています。現状の海路は大型船と高速船との併用での運航となっており、将来にわたりそのような運行形態が維持されるのかは不透明です。大型船についても老朽化している現状から、新船の導入について検討していくべきです。また、空路については、19人乗りのドローン機が導入され、現状における輸送力の増強は完了していると言えますが、その料金の低廉化が課題となっており、関係町村・運航者と一体となった取り組みが必要です。また、来島者の島内交通手段については、レンタカー・レンタサイクル・レンタバイク及びタクシーなどが主流となっていますが、免許を持たない方や高齢者などの観光客に対応するための島内交通の整備は、住民の島内交通アクセスの整備とともに重要な課題です。

【計画の主題】

〈魅力ある観光地の創造〉

年々変化する観光ニーズは、島の観光をそれなりに変貌させてきましたが、観光の本質は「他の地域にない魅力の体験」であり、衰退原因の一つはそれを的確に捉え、対応できなかったことにあります。幸いにも当村には、新島・式根島という異なった資源・魅力を持つ島が隣接しており、双方の島を結ぶ連絡船も整備されていることから、それぞれを体験できる地域としての特色を前面に押し出し、それとともにそれぞれの島の固有資源の整備を進めていくことが必要です。

〈観光来島者の平準化を目指す〉

年間観光客数を増加させるためには、シーズンオフにいかに集客することができるかにかかっていると言っても過言ではありません。当村の観光来島者の6割ほどが夏季に集中していますが、シーズン中の増加はもとより、オフシーズン対策についてもあらゆる角度から再検証し、その対策を講じていくことが必要です。

〈ホスピタリティの醸成〉

旅の印象は、施設の素晴らしさや観光資源の多さもさることながら、受け入れ先の気配りや優しさが大きな要因と思われます。どの観光地においても心からもてなす接客や地域住民とのふれあいが、その旅の印象を決定する一つ要素となっています。これは、観光従事者のみで成し得ることではなく、住民全体での理解、協力が必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 年間来島者数目標 90,000 人の達成（新島 55,000 人・式根島 35,000 人）
2. 観光来島者の平準化が図られています。
3. 全島もてなしの観光地づくりが推進されています。
4. 安定した交通アクセスが確保されています。

【今後の施策】

1. 魅力ある観光地の創造

(1) 羽伏浦海岸整備

新島を代表する観光エリアとして、メインゲートハウスを中心として、車道や歩道の整備を進め海岸後背地の整備を実施します。また、老朽化しているメインゲートハウスを改修し、多機能型の施設として羽伏浦での観光客の利便を向上させます。

(2) 間々下海岸周辺整備

この地区は、温泉施設やガラスアートセンター及びミュージアム、21 クリエイトセンター、温泉ロッジなどの文化・休養施設が設置されており、近隣には特別養護老人ホームや親水公園、総合グラウンドなどの施設があります。今後は、海岸遊歩道整備や温泉施設の充実などを進め、文化・レクリエーションゾーンとして位置付けた整備・開発

を推進します。

(3) 足付、地鉦温泉・釜の下・石白川海岸の整備

温泉と遊歩道ゾーンとして、景観に配慮しながら整備を進めます。22年度に実施した温泉憩いの家から足付温泉までの村道整備により、遊歩道も兼ねた道路整備が行われましたが、今後は当該道路から雅湯にかけての遊歩道の整備を計画します。また、釜の下から石白川海岸に続く遊歩道の整備についても、検討します。同時に、トイレや更衣室の整備についても景観に配慮しながら進めます。

(4) 石山地区周辺整備

この地区は、世界的にも貴重なコーガ石の採掘地区となっていますが、近年のコーガ石の需要減少により、村事業での開発は休止しました。今後は、観光名所としての整備を進め、特色ある景観とコーガ石採掘の歴史の発信場所として観光利用を促進します。

(5) 新島港周辺整備

新島港は、新島の玄関口として訪れる人に新島の第一印象を与える大切な場所です。港湾整備計画により年々整備が進められていますが、今後の計画に沿った整備促進が望まれています。また、平成20年度からは「みなと振興計画」の認定を受け、23年までに船客待合施設や緑地広場が整備され、島の玄関口としてふさわしい機能や景観をもった場所として生まれ変わります。今後は、船客待合施設を中心とした周辺一帯をイベントや観光客へのもてなしの場として活用を図っていきます。

(6) 若郷漁港・淡井浦周辺整備

若郷漁港については、超高速船ジェットfoilが荒天時に接岸する港として利用されていますが、年間の利用回数も多いことから、今後は船客待合施設などの利用客の利便向上のための施設の設置が望まれています。また、港湾整

備計画に沿った整備を促進し、タイドプールなどの整備も併せて進めます。また、淡井浦については、環境整備を進めるとともに、新たな観光資源としての活用を検討します。

(7) 各海岸海水浴場の整備促進

砂の流失や海岸浸食などについては、国、東京都と協議しながら引き続きその防止策を講じていきます。また、海水浴場として安全に利用できるよう、静穏域の確保や観光利用のための栈橋の整備など、利用者の利便や観光振興に寄与できる整備を促進します。

(8) 新島港マリーナの整備促進

伊豆諸島の中心としてのマリーナ整備は、諸事情によりなかなか進展していない状況にあります。今後もその整備促進について、国・東京都に強く働きかけていきます。また、後背地開発も含め、関係機関と協議しながら一体感をもった整備手法についても検討を進めます。

(9) キャンプ場の整備

都立羽伏浦公園内にキャンプ場が整備され、近年では外国人客の利用が増大していますが、それに伴い、マナー問題も発生しています。今後、東京都と協議しながら、安心・安全に利用できるキャンプ場としての活用方法について検討します。また、必要に応じ再整備についても協議していきます。

(10) 未利用地区の観光資源としての活用

青峰山、新島山、西の浦など、島内の未開発地区の観光資源として活用していくための検討を引き続き進めます。

(11) 自然公園法特別地域の活用

自然公園法の特別地域として指定されている地内島や鵜渡根島、早島についても観光資源としての利活用ができないか、調査・検討を進めます。

(12) 各種イベントの充実

スポーツ、芸術、文化イベントや特産品や農漁業資源を活かしたイベントなどを開催していくと共に、新島・式根島の新たな魅力を発信できるイベント等を積極的に推進していきます。

(13) 温泉施設の整備

新島・式根島の既存の温泉施設を充実させると共に、22年度の調査結果に基づいた本村・若郷地区の新たな温泉開発を進め、利用客の利便向上を図ります。

(14) サーフスポットの整備

世界的に有名な羽伏浦海岸をはじめ、多くのポイントが存在する新島村においては、海況の変化や人工構造物の影響により、地形が変化するなど、新島の観光産業を支えてきたと言っても過言ではないサーフィン客の減少が懸念されています。この解消に向けて、人為的な措置も含め世界に誇れるサーフスポットを復活させるための施策に取り組みます。

(15) 新しい島の魅力づくりの推進

島の中の人的な資源や、コーガ石像やガラスなど、ともしれば埋もれかけている資源に改めてスポットを当て、新たな魅力を創造します。これには、行政や観光従事者のみならず住民の協力が不可欠です。そのために、今までのサーフィンや海水浴などとは別に音楽やアート、スポーツフィッシングなど新しいジャンルにスポットを当てた魅力づくりを推進します。

(16) 観光客に優しい案内

村道をはじめ、各種施設に分かりやすい案内を表示し、観光ルートを選択や目的地までの案内について利便向上を図ります。

(17) 快適な船旅を

超高速船の導入による時間短縮など、それなりに利便性は向上していますが、大型船の老朽化や船内での受け入れ態勢など、課題は残されています。安全に就航できる港の整備はもちろんのこと、船会社とも協議を進めながら、利用者の立場に立った良好な環境づくりを進めます。

(18) 観光ガイドの育成

新島・式根島の魅力を存分に体験していただけるように、観光ボランティアガイドを育成します。

(19) 外国人観光客に対する対応

新島・式根島に来島する外国人は年々増加傾向にあります。このため、外国人に対する対応が求められています。宿の予約はもとより、観光案内など、外国人に分かりやすい接遇や案内が必要です。このためのゼミや学習会などを開催します。

(20) 観光協会の在り方

弱体化している新島観光協会の在り方について協議を進め、式根島観光協会と共に、新島村の観光振興の中心としての観光協会の果たすべき役割について協議し、より強固な体制づくりを進めます。

2-4

商業振興計画

【現状と課題】

1. 商店の状況

店舗の多くは本村地区に集中し、かつては夏季観光シーズンのみに営業する店舗が多く見受けられましたが、近年ではその数も減少傾向にあります。年間販売額は平成6年の44億円をピークに年々減少しています。観光客などの来島者の減少に伴う消費額の減と共に、インターネットショッピングや生協などもその要因となっていると推測できます。

表 17 店舗数の推移

(商業統計調査参照)

区分	年度	昭和 63	平成 3	平成 6	平成 9	平成 11	平成 19
商店数	(軒)	88	92	94	94	94	80
従業員数	(人)	304	290	331	306	303	296
年間販売額	(百万円)	3,799	4,302	4,416	4,331	3,916	3,693
1 店舗当たりの年間販売額	(万円)	4,317	4,676	4,698	4,607	4,166	4,616

2. 消費者動向

商品の流通は船便に依存しており、客船や貨物船など、時期によって変わっています。現在では、船便の設備も良くなっており、生鮮食料品などの鮮度保護は出来ていますが、波浪による欠航などの問題が解消されているわけではありません。島内において生産されている野菜などの露地物も、その流通量は決して多くはなく、工夫次第では島内流通も可能と思われる品目についても他地域に依存している現状があります。そういった中、消費者の動向は、生鮮品などは島内で購入することが多いですが、家電などはネット販売や量販店での購入が主となっています。

3. 流通特性

離島の地理的条件から、流通コストが消費者物価に転嫁されることや大量仕入れ大量消費のスケールメリットが見込めないことなどから、本土から移入する日用品等の価格は、必然的に割高となっています。移出に関しても同様であり、各産業の振興上、一つの障害となっている現状です。

4. 燃油

上記で述べたように、輸送コストが上乗せされることにより、ガソリンをはじめとした燃油価格は、本土と比較して5割近く割高となっています。公共交通機関の発達していない当村にとっては、自家用車での移動が主であり、ガソリン価格の高騰や灯油などの高価格は、住民生活に直接影響を与えています。

【計画の主題】

〈輸送コストの軽減による物価の抑制〉

東京都は伊豆諸島における物価の抑制及び島内産業の振興を図ることを目的として、一部品目については運賃助成を行い、19年にはその対象品目を魚介類まで広げ、20年度からはその補助率も30%から50%引き上げを行うなど、積極的に支援いただいています。しかし、長年要望している燃油類については、未だに補助対象品目となっておりませんし、加工原料として移入する物品についても同様です。今後も燃油類も含め、補助対象品目への拡大による物価抑制が必要です。

表 18 補助対象品目と補助率 (伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付要綱参照)

補助対象品目	プロパンガス 〳 空ボンベ 小麦粉 食用油	野菜・果物 天草 木炭 牛 糞 キヌサヤエンドウ 豚 植木 柘材・桑材 肥料 生花 球根 飼料 切葉 魚介類
補助率	100%	50%

〈地元消費の奨励〉

近年では、生鮮食料品までもが生協などで個人が購入するなど、地元商店の消費量が落ち込むひとつの要因ともなっています。価格面等での問題もありますが、地元での消費循環は経済の仕組みを支える上で重要なことであり、商工会が中心になって商工業者全体で盛り上げていく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. ガソリンなど、燃油価格の購入支援により、本土との格差が縮減しています。
2. 地元商店での消費額が向上しています。

【今後の施策】

1. 東京都海上貨物運賃補助対象品目の拡大

現在の運賃補助対象品目を燃油類にまで拡大し、島内のガ

ソリンをはじめとした生活用燃油の価格を抑制します。また、水産加工業等の原料の仕入れに係る部分（移入分）も対象とすることで、住民生活保護と産業振興を更に推進していくことができます。このことに対して、強く要望していきます。

2. 島内消費額の向上

商工会を中心として、地元消費者へのサービス向上を図り、様々なイベントを通じて地元消費を向上させます。

2-5 水産加工業振興計画

【現状と課題】

1. くさやの生産と事業者

当村の水産加工業はくさやの生産がほとんどであり、全国の漁業水揚げ地に見られるような一般の干物加工、練製品等の加工業種は、くさや事業者が製造している「タタキ」や漁協婦人部やグループが行っている塩加工品のみであり、その生産量は少量となっています。くさやの起源は古く、室町時代に遡ると言われていますが、産業として成り立ったのは江戸時代からで、離島の不利を克服し「新島くさや」をブランド品として維持存続させ、時代の変貌にも対応してきた結果、現在の経営基盤をつくってきました。

くさやの生産者は多い時は50軒を超えていましたが、現在では13軒と少なくなっています。くさやの原料は主に九州からですが、地元産も利用されています。

ここ10年間のくさやの売上額については次表のとおりとなっています。

表 19 くさや販売量の推移（新島水産加工組合資料から）（単位：千円）

	平成12年	13年	14年	15年	16年
原料仕入額	89,343	92,234	100,856	91,898	75,393
くさや売上額	536,058	553,404	605,136	551,388	452,358
	17年	18年	19年	20年	21年
原料仕入額	68,449	71,772	68,579	65,620	52,918
くさや売上額	410,694	430,632	411,474	393,720	317,508

【計画の主題】

〈新島村の誇れる財産「くさや」〉

室町時代から脈々と継承されている「新島くさや」の価値を再度見直し、その価値と歴史を住民の誰もが理解し、誇りを感じることが大切であり、このことによって来島者への新島村独特のPRとなっていくと思われれます。

〈新たな水産加工品の開発〉

「くさや」や「タタキ」はすでにポピュラーな水産加工品として定着していますが、今後は、新たな水産加工品の研究が必要です。一部の団体、グループではすでに着手しているものもありますが、市場に出回る規模とはなっていません。今後は、漁業との連携も考慮した新たな水産加工品の開発が必要です。

〈広告宣伝手法の研究〉

今までは、物産展などでのPR活動が主なものとなっていますが、嗜好品であるくさやの購入者を増加させていくためには、新たな年齢層や客層を確保していく必要があります。そのためには、関東に限らず他地域においても積極的なPRが必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. くさやの販売額が5億円台に復活しています。
2. 新たな加工品の開発により、漁業・農業など、他産業との相乗的な振興が図られています。
3. 東京アイランドを含め、アンテナショップ機能が充実しています。

【今後の施策】

1. 新たなPR活動の展開

現在の物産展中心のPR活動とは別に、新たな視点での「くさや」のPR活動を展開します。

2. アンテナショップの活用

特にくさや消費量の多い地域に期間的なものも含めアンテナショップを開店し、日常的な消費を促します。また、東京アイランド等の既存アンテナショップやイベント等を活用し、新たな「くさや愛好者」を増加させます。

3. 各種施設の整備促進

くさや加工施設をはじめ開発普及センターなど1次から3次施設までの整備が完了していますが、今後は順次老朽化した施設の改修を実施していきます。

4. 地元消費の拡大

かつては、どの家庭でも頻繁に食されていたくさやですが、島外出荷量の減少と比例して、地元消費が減少しているように見受けられます。今後は、その原因を検証することにより対応策を講じ、地元消費を拡大させ、くさやの消費量全体を底上げします。

3) 健康で明るい暮らしのできる村づくり

3-1

介護福祉計画

【現状と課題】

当村における高齢化率は年々上昇しており、平成22年1月1日現在においては、総人口3,068人のうち、65歳以上の高齢者人口は1,026人となっており、高齢化率は33.4%となっています。また、そのことに伴い、要介護認定者も増加傾向にあり、65歳以上の要支援・要介護認定者は196人であり、65歳以上人口の19.1%を占めています。

このような状況下、介護保険サービスは、質、量ともにまだまだ十分とは言えず、近年では、島外のサービス利用者が増えている傾向があるため、このような高齢者が住み慣れた土地で安心して生活できる体制づくりに努める必要があります。22年1月1日現在における要支援・要介護認定者は次表のとおりです。

表20 介護度別サービス利用者数 (平成22年1月1日)

	サービス利用者数							
	合計	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
在宅生活者	147	11	14	25	35	28	20	14
島内特養入所者	37	—	—	0	3	13	12	9
島外特養入所者	1	—	—	0	0	0	1	0
島外保健施設入所者	9	—	—	0	0	5	3	1
島外介護療養型医療施設入所者	2	—	—	0	0	0	0	2
総合計	196	11	14	25	38	46	36	26

【計画の主題】

〈介護保険制度の安定的運営〉

住民の皆様から納めていただく介護保険料によって運営されている本制度ですが、多くの保険者がその運営に苦勞している現状があります。当村では、運営努力とともに、安心してサービスが利用できるよう安定的運営に努めます。

〈介護予防事業の充実〉

自立高齢者及び介護経度者が、要介護状態にならないよう、介

護予防に関する知識の普及を目的とした予防教室を開催するとともに、機能訓練等、介護予防事業を充実します。また、介護予防事業実施に伴う高齢者への送迎事業を引き続き実施します。

〈拠点施設の充実〉

平成21年4月から特別養護老人ホームの定員が入所30人から38人、ショートステイ6床から12床になりました。これにより、待機者の解消につながっていますが、今後についても、安定的な運営ができるよう支援していきます。また、施設利用については、式根島地区の利用者に配慮した事業運営を進めます。式根島については、拠点施設が整備されておらず、入所はもとより、ショートステイサービスまでは新島の老人ホームにて行っておりますが、デイサービスは温泉憩の家の定休日に合わせて、週1回の実施となっております。ヘルパーについても相談、打合せする専用の施設はないため、開発総合センターなどの各種施設を利用しています。今後は、式根島地区のデイサービス等、在宅サービスの充実を図るために、同地区内における拠点施設の整備を進めていく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 式根島地区にデイサービス等の拠点が整備され、同地区における福祉サービスが向上しています。
2. 介護予防事業により、要介護者が減少しています。
3. 在宅ホームヘルプサービスが充実しています。

【今後の施策】

1. 在宅ホームヘルプサービスの強化

島内にある特別養護老人ホームは、21年度から増床により50床（ショートステイ12床含む）となっておりますが、一時、待機者の解消になったものの、常に満床状態が続いていることから、希望者の要求に応えることができません。そのため、在宅ホームヘルプサービスを強化していきます。

2. 特定高齢者に対する介護予防プログラムの提供

さわやか健康センターを中心に介護予防事業を積極的に展開し、運動機能の向上を図ります。

3. 一般高齢者に対する介護予防事業の充実

一般高齢者に対する地域介護予防事業並びに介護予防教室の充実を図ります。

4. 式根島におけるサービス等の拠点整備

式根島に、サービスをはじめとする福祉サービスの拠点を整備します。

3-2

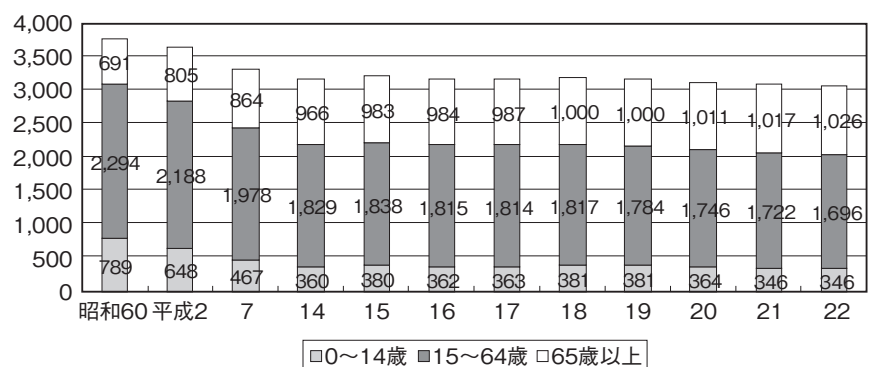
高齢者福祉計画

【現状と課題】

1. 高齢者人口

当村における人口構成は次のとおりとなっており、平成22年における高齢化率は33.4%と非常に高くなっています。この傾向は、急激に変化することはないと推測されますが、今後も緩やかに進行していくものと思われます。

表 21 年齢階層別人口の推移（各年1月1日現在） 単位：人



2. 高齢者福祉施設

当村における高齢者福祉施設としては、次の施設が挙げられますが、今後、社会情勢の変化や高齢化率の上昇、独居世帯の増加などに対応するため、各地区における施設の統合及び整備が必要になっています。

表 22 福祉施設等の現況 (平成 22 年 4 月 1 日)

施設名	区分	地 区	設置年度
老人福祉センター(青葉会館)		本村	昭和 54 年
福祉センター内老人子供室		式根島・若郷	昭和 45・51 年
シルバーワークセンター		本村	平成 3 年
特別養護老人ホーム		本村	平成 2 年・20 年増床
新島デイサービスセンター		本村	平成 2 年

【計画の主題】

〈自立高齢者への生活支援事業の充実〉

高齢化率の高い当村においては、介護を必要としない高齢者を一人でも多くしていくために、自立高齢者を対象とした、多様な在宅サービスを提供できる体制を整備する必要があります。

〈生きがい対策の充実〉

高齢者が家にこもりがたいになることは、運動機能の低下や認知症の発症など、様々な弊害が考えられます。このため、楽しんで人生を過ごしていただく趣味や運動の場を提供していくことが重要です。また、それと同時に、高齢者の方々の経験を地域社会に活かしていく体制づくりも必要です。

〈地域の実情に応じた施設の整備〉

高齢者の方々が集い、語らいや趣味の場として活用できる施設を各地区の実情や公共施設の現状に合わせ、整備・改修する必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 高齢者の生きがい対策として各種事業が充実し、元気で生き生きとした高齢者が増えています。
2. 各地区に高齢者サロンなど的高齢者集いの場の整備が完了し、それらの施設等を活用した世代間交流が活発化しています。

3. 社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携が強化され、高齢者福祉に横断的に対応する体制が充実しています。

【今後の施策】

1. 地域格差の解消

地域ごとに多大な格差が生じないように、そのサービス内容も含め、サービスの在り方全般について検討します。

2. 高齢者福祉施設の整備

青葉会館の改修を実施し、より充実した施設にすると共に、若郷・式根島地区における高齢者福祉施設についても、施設の複合化を含め整備充実していきます。

3. 社会福祉協議会をはじめとする福祉関連団体の充実

社会福祉協議会への支援や NPO 団体の支援など、関係機関の強化とともに、それら団体と村とのつながりを強化し、横断的な体制を作り上げ高齢者福祉の更なる向上を図っていきます。

4. 連携強化のための組織づくり

福祉全般の連携強化のために、「福祉保健関連組織合同会議」や「福祉保健住民会議」を設置します。

5. シルバー人材センターの活用

超高齢社会となっている当村にとっては、元気で働く意欲のある高齢者が就業できる場として、シルバー人材センターが果たす役割は大変大きなものとなっています。また、高齢者が持つ経験や技術の伝承は、村づくりを進めていく上でも貴重な財産と言えます。今後、就労の場の提供とともに、経験・技術の伝承活動についてもシルバー人材センターの事業として検討していきます。

3-3

子育て支援計画

【現状と課題】

当村には、本村、若郷、式根島にそれぞれ保育所があり、平成22年度における入所状況は次表のとおりです。

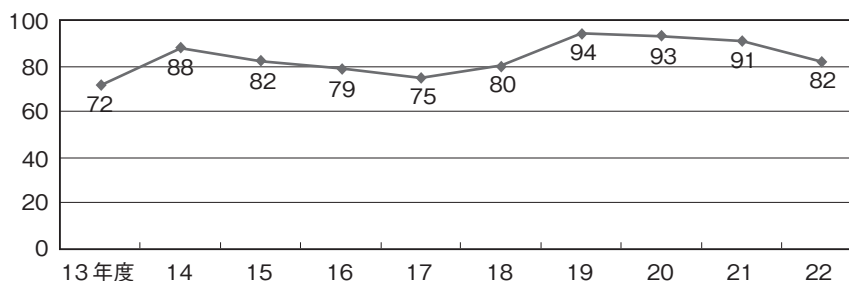
表26 保育所入所状況（平成22年4月1日現在）（単位：人）

地区	項目 定員	入所園児数		計	職員数				計
		男子	女子		園長	保育士	調理	用務	
本村	100	36	27	63	1	8	2	1	※12
若郷	30	4	6	10	1	2	1	0	4
式根島	30	3	6	9	1	2	1	0	4
計	160	43	39	82	3	12	4	1	20

※新島保育園の職員数には常時雇用のアルバイト3名が含まれる。（保育・調理・用務各1名）

また、ここ10年間の保育所入所児の推移は次の通りとなっています。

表27 保育所入所児の推移（平成13～22年度）



上記の表から、当村における園児数は多少なりとも増加傾向にあることがわかります。これは、子育て支援策である出産交通費助成などの効果が表れてきているとも言えます。また、子ども手当等の受給状況については、次表のとおりとなっています。

表28 子ども手当等の受給状況（平成22年7月1日現在）（単位：人）

	子ども手当	児童育成手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
本村	177	29	18	2
若郷	21	0	0	0
式根島	46	2	2	0
計	244	31	20	2

近年の保育ニーズとして、就労する母親の増加に伴い、低年齢児の保育、延長保育、一時預かり等がありますが、必ずしもすべてに応えられる状況にはなっていません。

また、母子保健事業として、次のような事業を実施しています。

表 29 母子保健事業実施状況(平成 21 年 1 月～ 12 月)(単位:延人)

事業種別	地区別	新 島		式根島	合 計
		本 村	若 郷		
乳児・産婦検診 1.6 歳児・3 歳児検診		98		17	115
健康相談		132		12	144

【計画の主題】

〈保育園の充実〉

近年の保育ニーズとして、低年齢児の保育や延長保育、一時預かりなどが挙げられます。これらのことから、今後は、保育園の保育体制の充実も含め、ニーズに応えられるよう努めていく必要があります。また、園児と地域の高齢者との交流の機会を設けることにより、世代間交流を促し、園児たちの情操教育や高齢者の生きがいづくりを推進していくことが大切です。

〈各種助成の充実〉

少子化対策の一環として実施してきた「出産に係る交通費助成」は、出生率の上昇など、一定の効果がみられます。今後も本制度を継続させると共に、新たな支援制度も検討する必要があります。また、医療費の無料化については、現状の義務教育修了までの助成を続け、今後、年齢の引き上げ等も検討する必要があります。

〈相談事業の充実〉

保護者からの育児相談等は、さわやか健康センター内に設置されている子ども家庭支援センターが受け持っていますが、今後も民生・児童委員とともに育児に対する不安や相談に対応していくことはもとより、様々な機会を通じての相談事業を展開していく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 出生率が更に向上し、低年齢層人口が増加しています。
2. 保育事業が充実し、働く家庭の支援体制が出来上がっています。
3. 相談事業の充実・子育て広場の整備など、子育て環境が充実しています。

【今後の施策】

1. 「出産に係る交通費助成」の継続実施

少子化対策と母子福祉の増進のために、同制度を継続すると共に、内容について更に見直しを図ります。

2. 医療費助成の継続

義務教育修了時までの医療費の無料化を継続し、更に対象年齢の引き上げについて検討します。また、所得制限については設けません。

3. 子育て広場の整備

現状の子育て広場を充実させると共に、若郷・式根島地区における同施設の整備について、既存の公共施設の改修時に合わせ推進します。

4. 子育て活動への支援

社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する子育て支援に関わる活動について、積極的に支援し、子育て環境の向上に努めます。

5. 児童虐待への対応

新島村要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の早期発見、早期対応に努めると共に、家庭への支援を充実させます。

6. 子ども預りサービス（保育園・民間組織も含め）

働く親を助けるために、子ども預りサービスの充実を図ります。また、観光振興に寄与できるような子どもの預りサービスも検討します。

7. 保育所におけるサービスの充実

保育所の提供するサービス内容を充実させ、効率的な運営を行うとともに、利用者のニーズや実態に合わせた保育所の在り方についても検討を進めます。

3-4

障害者福祉計画

【現状と課題】

障害者福祉サービスについては、平成 15 年に「支援費制度」が始まり、障害者自らがサービスを選択し、契約によってサービスが提供されてきました。平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行されてからは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるよう、市町村が主体となって提供しています。また、障害者数及び種別並びに障害者手当等の各種国制度の手当受給者は次表のとおりとなっています。

表 30 身体障害者手帳所持者状況（平成 22 年 10 月現在）（単位：人）

区分	障害種別	視覚	聴覚	言語	肢体 不自由	内部 障害	膀胱・ 直腸	合 計
	在宅生活者	12	15	1	91	37	1	157
	本村地区	8	12	0	70	27	1	118
	若郷地区	2	2	1	7	2	0	14
	式根島地区	2	1	0	14	8	0	25
特養入所者	1	0	0	9	3	0	13	
合計	13	15	1	100	40	1	170	

表 31 心身障害者福祉手当等受給状況（平成 22 年 12 月 1 日現在）（単位：人）

種別	地区			
	本 村	若 郷	式根島	合 計
心身障害者福祉手当	38	6	3	47
重度心身障害者手当	1	0	0	1
心身障害者医療費	43	4	4	51

【計画の主題】

〈在宅サービスの充実を〉

平成 22 年 10 月現在における村内の身体障害者手帳所持者は 170 名、愛の手帳（知的障害）所持者は 17 名、精神障害者保健福祉手帳の所持者は 18 名となっています。障害者（児）とその家族の生活を支援するためには、在宅サービスの充実が不可欠です。

〈各種助成の充実〉

補装具や日常生活用具をはじめ、住宅改善・自動車改造への助成など、障害者（児）が安心して暮らせるために、各種助成の充実は大切です。

〈障害者支援は地域社会ぐるみで〉

障害者（児）の社会参加を推進するためには、地域社会の理解と協力が不可欠です。雇用の場の確保をはじめ、ノーマライゼーション*の理解と意識の高揚を図ることが大切です。

※ノーマライゼーション＝高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 障害者（児）の社会参加が進展しています。
2. 障害者の雇用の場が広がっています。
3. 在宅サービスや助成制度がより充実しています。

【今後の施策】

1. 障害者ホームヘルプサービスの充実

障害者ホームヘルプサービスは、新島はまゆう会が東京都の指定を受け、全ての障害者に身体介護及び家事援助の提供を行っています。また、移動支援についても新島はまゆう会に委託実施しています。今後は、それらの事業を更に充実させます。

2. 障害者ディサービス事業の充実

身体障害者を対象に機能訓練や創作活動を提供する「身体障害者ディサービス事業」を新島はまゆう会に委託実施しており、身体・知的・精神の3障害を対象に、さわやか健康センターで「障害ディサービス事業」を実施していますが、これらは、多くのボランティアによって支えられています。今後も、サービス内容の充実に努めます。

3. 補装具・日常生活用具給付等の充実

障害者への補装具給付事業や日常生活用具給付事業をはじめ、住宅改善や自動車改造など、障害者が安全に安心して暮らせるよう、支援していきます。

4. 緊急入所事業の実施

在宅障害者の介護者が、疾病などの理由により、家庭での介護が一時的に困難になった場合、障害者を施設に緊急入所させる事業を21年度から開始しています。今後、更に周知を図りながら、介護者の負担軽減を図っていきます。

5. 障害者雇用対策の実施

障害者が社会参加できる機会として、雇用の場の確保は重要な課題です。行政・民間を含めた協議を進め、雇用の場の確保を図ります。

3-5

社会参加・ 地域活動支援計画

【現状と課題】

島の暮らしは「共存共助」の考え方のもとに成り立っています。同時に地域福祉という言葉で表現される以上に、住民間の相互扶助・連帯と協力が基盤となっています。今後、IJターナー者の受け入れや社会生活様式の多様化を考えたとき、住民一人一人が積極的に地域活動に参加していくことで、相互連帯・相互扶助・相互協力の精神を維持させていくことが必要となっています。福祉を取り巻く社会環境はそのニーズのみならず制度についても目まぐるしく変化しています。そのように複雑多様化するサービスは、離島という制約のある地域においては、十分に活用できないなど、課題も多く含んでいます。

離島という環境のもとに生活する私たちは、行政はもとより地域住民の協力なくしては福祉事業の十分な展開は望めません。福祉事業充実のためには、今後、一層の相互理解、相互協力が必要です。

【計画の主題】

〈ボランティア活動・住民活動への支援〉

地域活動やボランティア活動を助長するために、福祉関連分野に限らずボランティア活動や住民活動を支援する体制づくりが必要です。

〈生涯学習・福祉教育の充実〉

生涯を通じて、自己の個性と能力を発揮できるよう、学習の場を確保し、生涯学習を推進していくことが大切です。

〈住民の権利擁護施策の充実〉

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方々が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を充実する必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 障害を持つ方、健常者共にいきいきと生活できる環境が整備されています。

2. ボランティア活動が増え、地域社会の中での相互協力が盛んになっています。
3. 各種施設を活用した生涯学習の場が増えています。

【今後の施策】

1. ボランティア活動の推進

福祉ボランティア活動を推進していく核として、社会福祉協議会の持つ役割は益々重要なものとなっていきます。今後、そのような活動を助長するためにも社会福祉協議会への支援をはじめ、必要な知識や技術を得るための研修会への助成など、幅広く支援していきます。

2. 生涯学習への支援

生涯学び続け、自己能力の向上と個性の伸展を図るため、様々な機会を通じ生涯学習を推進します。

3-6

保健・医療計画

【現状と課題】

1. 医療体制

当村の医療機関は、村立診療所として本村、若郷、式根島の各地区に1ヶ所ずつ、計3ヶ所に設置されており、各施設の現況は次のとおりとなっています。

表 23 医療施設の現況（平成22年4月1日現在）

地区	区分	ベッド数	医 師	歯科医師	看護師	薬剤師	事 務	技 師	歯 科 衛生士
本村診療所		10	2	2	8	1	3	2	1
若郷診療所		0	1	0	1	0	0	0	0
式根島診療所		2	1	1	2	0	1	0	0
計		12	4	3	11	1	4	2	1

2. 保健体制

村の保健サービスの拠点として、平成 13 年度に「さわやか健康センター」がオープンしました。機能訓練や健康相談、住民健診など多くの事業を実施し、医療機関との連携のもと、当村の保健・医療の充実に努めています。また、要介護高齢者を一人でも少なくするために、リハビリ教室や生きがい対策事業にも取り組んでいます。今後は、各種事業の更なる充実とともに、新たな保健需要に対応するための体制づくりを進める必要があります。

表 24 健康増進事業実施状況（平成 21 年 1 月～ 12 月）（単位：延人）

事業種別	地区別		式根島	合 計
	本 村	若 郷		
健康相談	117	5	19	141
健康出張相談（シルバー）	26	53	57	136
リハビリ教室（A 型）	929			929
訪問指導	558	22	62	642
団体健康教育	1,514			1,514
歯科相談（成人以上）	41		65	106
若返り体操	405		6	411
特定保健指導	29		5	34
いきいき体操	963		—	963
個人プログラム	3,875	292	89	4,256
ヨガ教室	708		—	708

3. 健診事業

当村では、各種健診事業を実施しており、その受診状況は次のとおりとなっています。特にがん検診の受診率の向上を図っていくことが必要となっています。

平成 20 年度及び 22 年度の検診の受診者数は次のとおりとなっています。

表 25 各種健診受診者数 (単位：人)

検診種別 \ 年度	平成 20 年度	平成 22 年度
住民基本健診	749	498
大腸がん検診	259	237
胃がん検診	203	168
肺がん検診	69	109
子宮がん検診	311	354
乳がん検診	342	370

※乳がん及び子宮がん検診については 2 年に一度の実施となっている。
21 年度は実施していないため、20 年度と 22 年度の実績を記載した。
また、住民基本健診の受診者数は、国保及び後期高齢者医療制度の
受診者のみを記載してある。

【計画の主題】

〈地域特性に応じた保健・医療体制づくり〉

当村は、離島という交通条件不利地域であり、また、観光地として季節による滞在人口が大きく変化することから、特に救急医療体制の確立は重要な課題です。保健体制については、さわやか健康センターを核に充実してきていますが、今後さらに診療所、老人ホームなどの関係機関との連携を強化していくことが大切です。

〈マンパワーの確保〉

当村に限らず離島地域における医師・看護師・技師等の医療専門職の確保は、いつの時代においても困難な課題として残されています。現在のところ、自治医科大学や民間大学病院からの派遣等で必要人員は確保できてはいるものの、医科・歯科を含め、将来のマンパワー確保のための行動が必要となっています。

〈医療施設・設備の充実〉

専門科が設置されていない当村の診療所では、全ての疾病に対する処理ができる状況にはありません。そのため、都内の基幹病院と連携し、診断及び受け入れ等の対応をしています。診療所の持つ重要な役割として、初期診断の的確さが求められますが、伝

送システム等を有効活用し、より迅速に緊急患者の搬送につなげていくことが重要です。このためには、診断機器の充実等、診療所施設設備の充実が必要となっています。

〈村独自の保健サービスの充実〉

65歳以上人口が、33%を超える超高齢化社会にある当村にとって、各種予防教室等の実施は、寝たきりをつくらないためにも大変重要な事業となっています。今後も健康相談やリハビリ教室など、各種事業の充実を図る必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 本村診療所施設が、地域の中核診療所として移転整備されています。
2. 各種保健事業が充実し、その結果として元気なお年寄りが増えています。
3. 医師・看護師・技師等、マンパワーが充足し、診療体制の確保ができています。

【今後の施策】

1. 各種予防接種及び健診事業の充実・拡大

各種予防接種事業をはじめ、保健事業を充実させると共に、検診事業については受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

2. 医療施設・設備の充実

中核診療所である本村診療所を移転整備します。

3. 福祉・保健・医療の一体化の促進

福祉・保健・医療の一体化のために、診療所、健康センター、老人ホームなど、関係機関との連携を更に強化し、住民会議などの設置も含め、地域全体で対応する体制をつくりあげます。

4. 救急医療体制の充実

当村は観光地であり、シーズンには多くの来島者がある関係から、救急医療体制の充実は必須です。今後更に迅速な救急医療が行えるよう、関係機関と協議しながら、その体制を充実させていきます。

5. マンパワーの確保

医師・看護師・技師等、医療にかかわるマンパワーの確保のために、東京都をはじめ、関係機関に積極的に働きかけていくと共に、紹介機関やNPOなどを活用し、マンパワーの確保を図ります。

4) 豊かな心をもつ人づくり

4-1

学校教育計画

【現状と課題】

1. 学校規模と児童・生徒数の推移

現在、小学校及び中学校は新島・式根島に各1校、高等学校は新島に1校（普通科）あります。このうち、式根島小学校は複式となっており、その他の学校は単式学級の小規模校となっています。

児童・生徒数の推移は次表のとおりですが、近年では未就学児が多少増加傾向にはあるものの、全体的には横ばい傾向となっています。

表 32 児童・生徒数の推移

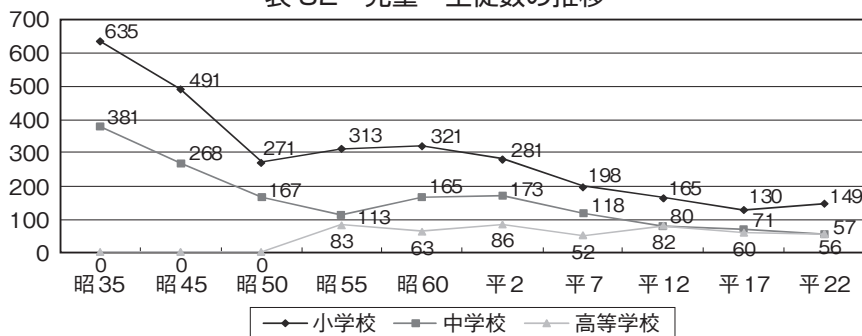


表 33 未就学児童地区別人口（平成 22 年 4 月現在）

区分	本村			若郷			式根島			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0 歳児	6	3	9	2	4	6	2	1	3	10	8	18
1 歳児	6	6	12	1	0	1	3	2	5	10	8	18
2 歳児	6	8	14	1	0	1	1	2	3	8	10	18
3 歳児	14	8	22	0	4	4	1	1	2	15	13	28
4 歳児	10	9	19	3	2	5	1	2	3	14	13	27
5 歳児	11	11	22	2	1	3	1	2	3	14	14	28
6 歳児	16	13	29	2	0	2	3	2	5	21	15	36
合 計	69	58	127	11	11	22	12	12	24	92	81	173

2. 学校施設・設備

施設面では、各学校の校舎及び体育館の耐震補強が新島中学校校舎をのぞいて、平成 23 年度には終了します。ICT 教育環境の整備は、平成 21 年度に全ての小・中学校がデジタ

ルテレビ、電子黒板機能付デジタルテレビ、教育用コンピューター、校務用コンピューター、校内ランを導入し完了しています。また、校庭は、平成 22 年度、全ての学校が芝生化され、雨や風に強いグラウンドに整備されました。

今後の課題として、築後 46 年を経過し、老朽化とともに機能的にも不十分な新島中学校の校舎の改築が残されています。

3. 児童・生徒の状況と環境

当村の児童・生徒を取り巻く教育環境は、豊かな自然、相互扶助の精神に富む地域性、広い校舎・校庭など、都区内に比べ恵まれた環境にあると言えます。

昭和 59 年に保・小・中・高の教員で組織する「新島村一貫教育研究会」が発足し、平成 15 年からは「新島村連携型中高一貫教育」が積極的に進められています。その成果は、学力の向上や大学等への進学率・合格学校レベルの向上など、顕著に現われてきています。しかし、保・小・中・高と少人数で同じ顔ぶれのため、競争心がなく、家庭学習の習慣が薄れ、自主性や創造性の不足が目立っています。

課題は、式根島小学校の複式学級の解消にあります。今後の児童の推移を見ても、複式学級の編成は免れることができません。

4. 教職員

近年は、教職員の島しょ地区公募制度が導入され、優れた、やる気のある教職員の確保が可能となってきています。新島村の保・小・中・高の連携は異種学校間の垣根を越えた交流を可能にし、連携授業にとどまらず、各種行事、部活動の連携等、教職員の連帯意識はさらに高まっています。

課題は、教職員の研修において、離島という地理的、人的条件が足かせとなっています。離島のハンディキャップをなくす研修体系の構築が望まれています。

【計画の主題】

〈家庭・地域の教育力の向上を目指す〉

「何時でも、誰でも、どこでも」同じ恩恵を受けることができるユビキタス情報社会となり、児童・生徒の生活様式は都会と変わらない状況下にあります。

児童・生徒は室内で少人数で遊ぶ習慣が定着し、気力・体力の低下が顕著に現れてきています。

家庭・地域教育では、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る必要があります。それには、家庭・地域・学校の緊密な連携が必要です。

〈基礎学力の定着、水準の高い教育の推進〉

ゆとり教育による授業時数と指導内容の減少にともない、全国的に学力の低下が如実に現れてきており、文部科学省は新学習指導要領で指導内容と授業時数の増加を決定し、学校現場では授業時数の確保に追われている状況です。

新島村では、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育を推進し、学力の向上を図ってきました。更なる、基礎学力の定着を図り、水準の高い教育の推進を図る必要があります。

〈キャリア教育の推進〉

情報技術革新は、社会経済・産業的環境の国際化など、グローバルな変革をもたらし、子供たちの自らの将来の希望にも大きな影響を与え始めています。社会環境の変化は、子供たちの心身の発達にも影響し、友達関係がうまくいかない、自分で意思決定ができない、自己肯定感をもてない、将来に希望を持ってない等の子供が増えていることが指摘されてきています。

学校教育に求められている課題は、「生きる力」の育成に欠かせない「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」を、学校の学習と社会とを関連付けた教育の推進です。

〈教育関係施設の充実と有効活用及び適正配置〉

教育関係施設は、児童・生徒だけのものではありません。世代

を超えて活用されることが本来のあるべき姿です。生涯学習の基盤づくりに欠かせないものが、教育関係施設の充実です。

平成 21 年度に学校の ICT 環境は整備され、平成 22 年度には全ての学校の校庭が芝生化され、生涯学習の基盤づくりは着々と進められています。これからは、学校教育と社会教育の連携した学校施設の活用の検討が必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 連携型一貫教育の確立

保育園・小学校・中学校・高等学校の連携をさらに強化し、「新島村連携型一貫教育」が確立しています。

2. キャリア教育の確立

将来を見据え、子供たちが主体的に進路を選択し、夢をかなえる力を持った人材の育成のためのキャリア教育が確立しています。

3. 特別支援教育の確立

障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」が確立しています。

4. 教育関係施設の充実

全ての小・中学校は築後 30 年以上経過しており、適正規模・適正配置の検討を実施し、新しい学校づくりに着手しています。新島中学校については、新しい校舎が建設され、教育環境がより充実しています。

【今後の施策】

1. 就学前教育、学校・家庭・地域の連携

保育園の子供たちが、小学校における学習や生活に適應できるように、保育園から小学校教育への連続性を保つため、連携型教育を推進します。また、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの教育を支える取組を進めます。

2. 保・小・中・高の連携型一貫教育の推進

幼児・児童・生徒の指導にかかわる教職員が連携を持ちながら、それぞれの発達段階に応じた一人一人の資質と能力を伸ばすため、連携型一貫教育の推進を図ります。

3. 特色ある学校づくりの推進

伝統行事や自然との関わりを持った地域学習、ゲストティーチャー（村民講師）を活用して地域を学び、地域を愛する心を育てる教育を推進します。

4. 特別支援教育の推進

発達障害を含む障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばすため、社会的自立のできる力を培う特別支援教育を推進します。

5. 情報モラル教育の推進

インターネット・携帯電話の適正利用に向け、児童・生徒への指導を継続的に行います。

6. 基礎・基本の学力の定着と伸長

基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれぞれの教科で身に付けた知識・技能を活用する学習を推進します。

7. ICT 教育の推進

ICT を活用して「分かる授業」を実現するため、教育用コンテンツの整備や、教員の ICT 活用指導力及び授業力の向上を図ります。

8. 豊かな心を育てる教育の推進

児童・生徒に、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりのある心をはぐくむため、道徳教育の一層の充実を図ります。

9. 基礎体力向上の推進

校庭芝生化により、基礎体力の向上に向け、体育授業や体育的行事の質を高め、運動量を増やすための指導内容・方法の工夫・改善を図ります。

10. キャリア教育の推進

児童・生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する意欲・能力・態度を育てる、キャリア教育の充実を図ります。

11. 新島中学校の移転改築

築後 46 年を経過した新島中学校は、老朽化とともに現代的な利用ができない状況で、国の公共施設としての耐震基準をも満たしておらず、改築が急がれているところです。平成 15 年から始まった「新島村連携型中高一貫教育」は、大きな成果が挙がり、更なる発展のため、新島高校の改築に併せて同じ敷地内への新島中学校の移転改築を実施します。

12. 学校の適正配置等について検討

管内小・中学校の今後のあり方について検討します。

13. 跡地利用

旧若郷小学校校舎は、23 年度においてコミュニティ施設として整備される予定となっていますが、同校のプールや新島中学校移転改修後の校舎等の跡地利用計画策定について、横断的な組織の下、進めます。

14. 奨学金制度

将来の新島村を担う人材の育成のため、奨学金制度についても再度見直しを進め、時代のニーズに合った制度への対応を迅速に行います。

【現状と課題】**1. 多様化する学習ニーズ**

情報技術革新は、高度情報化により離島のハンディキャップを取り除き、村民の生涯学習ニーズは多様化する一方です。年間、各種の社会教育関係行事を実施していますが、村民のニーズを十分に満足させることができない状況にあります。

2. 子供たちの余暇の増大と地域の教育力

学校が週5日制となり、子供が家庭や地域で過ごす時間が多くなり、地域の教育力はさらに重要になってきています。

このため、PTA や地域の団体などの組織的な活動が、子供たちにとって大変重要なものになってきました。

3. 文化・スポーツ活動への支援

余暇の増大とともに、趣味の文化活動や健康・体力づくりのスポーツ活動への関心が高まっています。そのため、当村においても、村民一人一人が、健康で心豊かな生活を享受できるよう、村民の自発的な文化・スポーツ活動の支援をしていく必要があります。

表 34 文化・スポーツ団体一覧

	団 体 名	加盟団体または内容
新 島	新島文化協会	富洋会・自然愛好会・二三芳姫会・句会「波の音」・妙壺会・フラサークル・郷土料理研究会・コーラス風・十二舞・新島囲碁クラブ
	新島体育協会	野球連盟・バレーボール連盟・ソフトボール連盟・ゲートボール連盟・柔剣道連盟
	郷土芸能保存会	獅子木遣保存会・大踊保存会
	少年野球	小学校3～6年生
	ジュニアバレーボール	小学校3～6年生
	若郷大踊保存会	大踊りの保存・伝承
	新島ガラス協会	新島ガラスの製作
	風神組	和太鼓（子供風神太鼓含む）
	若潮会	若郷地区の子供会（小学生から高校生まで）
	レインボーサーフィンクラブ	地元のサーフクラブ（ビーチクリーン活動やイベントへの協力などを展開）
式 根 島	式根島文化協会	式根島大漁太鼓・華道部・コーラスふきのとう・都島俳句会・式根島老人会俳句・絵画同好会・陶芸クラフト696・島心(バンド)
	郷土芸能保存会	式根島太鼓・島節・馬鹿囃子・大漁節
	式根島社会体育協会	バレーボール連盟・柔道会・剣友会・野球・ソフトボール・バドミントン・陸上連盟・サッカークラブ

表 35 社会教育関係施設

	施 設 名
新 島	博物館・21 クリエイトセンター・住民センター・いきいき広場・新島スポーツ広場・ふれあい農園・ガラスアートセンター・ガラスアートミュージアム・都立羽伏公園・若郷福祉センター・青葉会館・コミュニティーセンター・村民プール・新島小学校・新島中学校・新島高校・旧若郷小学校
式 根 島	開発総合センター・式根島スポーツ広場・式根島福祉センター・式根島小学校・式根島中学校

【計画の主題】

〈村民の社会教育活動の支援〉

社会教育団体の活動を支援するとともに、村民の文化・スポーツ活動を支援し、社会教育施設の充実と活用の促進を図っていきます。

〈家庭と地域の教育力の向上を図る〉

PTA や村内各種団体と協力して、助け合いの村づくりを目指し、「モヤイ精神」の高揚と地域全体の教育力を高め、青少年の健全育成を図ります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 図書館の整備

毎年購入する図書が増大し、現在の図書室では蔵書に限界があります。ICT環境を備えた図書館を建設し、村民の生涯学習の基地として整備します。

2. いきいき広場の改修

いきいき広場は野外スポーツ活動の拠点として活用されています。しかし、建設されて20年を経過し、グラウンドの不陸が目立ってきました。幼児からお年寄りまで利用しやすいトイレにするなどの改修工事を実施します。

3. 文化・スポーツ活動の指導者の育成

文化・スポーツ活動の発展には、より指導力のある人材が必要です。プロの芸術家やプロスポーツ選手の招聘による村内の指導者の育成が重要です。

【今後の施策】

1. 文化協会とともに村民文化祭を開催し、村民の文化活動の発表の場として、さらに充実したものにしていきます。

2. 体育協会とともに全村的なスポーツ大会を開催し、村民の健

康と体力づくりのレクリエーションと、競技スポーツの推進を図っていきます。

3. 村民の健康と体力づくりのため、さわやか健康センターと協力した事業を計画していきます。
4. 地域での青少年の文化・スポーツ活動を支援します。
5. 村民の文化・スポーツ活動を支援するとともに、社会教育団体の組織強化を図ります。
6. 学校週5日制を活用した、児童・生徒を対象とした事業を実施していきます。また、子供会や地区会などの、子供たちが主体となって行う行事を支援します。
7. 村民が行うボランティア活動を支援していきます。
8. 村民の文化・スポーツ活動のため、学校施設の開放を進めます。
9. 村民の文化活動を振興するため、美術・音楽・映画・演劇・舞踊などの優れた芸術を体験する事業を実施します。
10. スポーツの専門指導者を招聘し、村民のスポーツ活動を振興するとともに、村内指導者の育成を図ります。
12. 生涯学習施設としての博物館の活用を促進します。
13. 生涯学習として地域資源を活かしたユニークな授業に、ガラスアートセンターを積極的に活用します。
14. 21 クリエイトセンターを改修し、将来の起業や企業誘致に対応できる多目的施設として再整備します。

【現状と課題】**1. 新島村の文化財を守り伝える**

永年受け継がれてきた文化遺産は、村民の暮らしの歴史そのものです。歴史と文化、そして豊かな自然を後世に保護・伝承していくことは、変化の激しい現代においては、極めて重要な課題です。当村では、新島・式根島の歴史と文化を伝え残すために、文化財の指定や、史跡旧跡の保護、遺跡の調査や古文書・書画などの修復、郷土芸能の保存・伝承活動への支援を行っています。

2. 新島村博物館の活動と文化財保護行政

平成10年に新島村博物館を開館し、新島・式根島の自然と歴史、文化について展示を行う共に、教育普及活動にも取り組み、学校教育や社会教育の場としての役割を果たしています。そして、博物館本来の活動として、資料の収集、整理、保存と調査研究活動及び教育普及活動に努力しています。

3. 新島・式根島の歴史と文化を伝えていくための整理、保存と調査、研究

新島村には、まだ発掘されていない文化財や文化遺産があります。今後、さらに資料の収集と調査、研究を深め、記録していく必要があります。資料の活用をやすくするために古文書の目録の電子データ化を進めています。

4. 文化財の教育普及活動

村民が新島、式根島の歴史と文化、そして自然に親しみ、学ぶための教育普及活動を充実させ、博物館の展示資料や展示方法について常に検討を重ね、情報提供を図っています。また、毎年、企画展や文化講演会を開催して民俗芸能・歴史・自然等の教育普及活動を行っています。これらの情報は、当村の観光資源としても活用されています。

【計画の主題】

〈文化財の保護と活用〉

東京都及び村指定の史跡、旧跡、天然記念物、考古資料、古文書、書画、民俗芸能などを保護・修復・伝承していくと共に公開し、学校教育や社会教育での活用、他の博物館等との連携、観光資源としての活用も図っていきます。

〈博物館活動の充実と施設利用の促進〉

博物館活動としての資料の収集に努め、整理と保存、調査、研究及び教育普及活動を充実させていくと共に、管内学校の博物館利用を一層進めていきます。博物館を住民の身近なものにし、住民の生涯学習活動を支援していくと共に、研究機関等と協力しながら事業を推進していきます。

〈新島・式根島の文化遺産の目録の整理、作成〉

村の既存の古文書の目録の整理はほぼ完了しました。その他、住民の方々から寄せられた多くの文化遺産の目録を整理・作成し、調査・研究の基礎資料とします。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 博物館来館者の増員

多賀朝湖（英一蝶）、宮川一笑等の江戸時代の優れた流人絵師の作品が当村には多数保存されています。それらを修復し、流人絵師展を開催し、観光客の誘客を図ることなどにより、5～6千人で推移している来館者数が1万人を超えています。

2. 新島村全体をエコミュージアムに

新島・式根島の自然と歴史、文化、産業を学ぶための「新島村エコミュージアム」の確立により、学校教育や社会学習の場として利用されています。

【今後の施策】

1. 史跡・旧跡と天然記念物周辺の清掃、整備を行い、文化財の

教育普及活動や観光資源として保護していきます。

2. 国指定の無形文化財の大踊、都指定の獅子木遣、神楽などの民俗芸能の後継者の育成のための支援を行っていきます。
3. 民家などに保存されている文化財、とりわけ古文書や書画については、火災、虫害、カビなどから守るための援助や、博物館への寄贈、寄託を促し、博物館収蔵庫への保管を進めます。
4. 村の文化財保護審議会と協力し、村内の文化財について、平成元年度に実施した「新島・式根島民俗資料悉皆調査」などをもとに改めて調査し、目録を整理していくと共に、重要なものは指定文化財として登録、公開していきます。
5. 文化財の保護・保存のため、修理・修復・復元を行っていきます。
6. 新島村博物館に所蔵する資料をはじめ、当村の文化財の目録を電子データ化していくと共に、博物館収蔵庫の整理を行い、機能性を高めます。
7. 資料の活用を進めるために、古文書の解読事業を継続します。
8. 文化財の保護活動を生涯学習の一つとして捉え、ボランティアの育成を行うと共に、その学習を支援します。

4-4

新しい文化の創造

【現状と課題】

長引く不況で観光産業の低迷が続いています。博物館への来館者は管内の学校の児童・生徒の利用者が増えていますが、観光客の来館者は右下がりになっています。

新島は、かつては「中江戸」と称されるほど栄えた時代がありました。真に豊かな村とは豊かな産業と共に、豊かな文化が息づ

いてこそ言えるのです。管内学校の児童・生徒の来館者の増加はまさに、新たな文化の創造を期待させます。

【計画の主題】

〈住民のスポーツ活動と創造性、独創性を支援〉

東京国体のビーチバレーボールの当村での開催を契機に、住民の新たなスポーツへの取り組みや、文化活動を援助し、その活動が継続していくよう支援します。

〈島外の優れたスポーツ・文化を紹介〉

生の文化・スポーツ等に直接接する機会の少ない島にあって、優れた芸術作品やスポーツ指導者を招聘し、スポーツ、文化の振興に役立っています。

〈コーガ石と新島ガラスを生かした文化の創造〉

当村の石の文化を残していくと共に、当村でしかできないコーガ石を原料にした新島ガラスを活かした新たな文化の創造を図っていきます。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 次代を担う子供たちや、住民の創造性、独創性を大切にし、スポーツ、文化活動を支援していくと共に、スポーツの優れた指導者を招聘しスポーツ振興が図られています。
2. 優れた芸術作品を鑑賞する機会を設けると同時にリーダー育成にも取り組まれています。
3. 新島国際ガラスアートフェスティバルが、より国際的評価を受け、ガラスアートの島として知名度が向上しています。また、コーガ石についても、新たな石の文化として活用されています。

【今後の施策】

1. 子供たちや住民のスポーツ、文化活動を支援すると共に、指

導者やリーダーの育成を行います。

2. 住民の要望にそったスポーツイベントを開催します。
3. 島外の優れた音楽、美術、芸能、映画、演劇などの芸術を鑑賞する事業を実施していくと共に、住民の活動も支援していきます。
4. 新島村地区作品展や地区音楽会を、さらに充実させます。
5. 村民文化祭など、文化活動の場を充実させます。
6. 特産のコーガ石の建造物と街並みを保存創造していくことによって、当村しかできない石の文化の景観を築き、将来への村民の財産としていきます。
7. 石のモニュメント設置について、専門家の意見を取り入れて修景美化や街並みづくりの観点を持ちながら取り組みます。
8. 新島国際ガラスアートフェスティバルへの住民参加を促進します。

5) 快適で安心して暮らせる村づくり

5-1

集落環境計画

【現状と課題】

1. 集落の地区別の現況

(1) 本村地区

本村の集落は、新島中部の西側に南北約 1.5km、東西約 1.0km にわたっています。集落は、住宅を中心として、商業施設が都道及び村道沿いに分布しています。

集落の宅地は、かつての民宿経営の影響により、割合と大型の建物が多く、そのため、建築密度は割と高くなっていますが、近年の核家族化の影響から、住宅は集落の東側へ広がってきています。

集落北東部には、村役場、簡易裁判所、検察庁出張所、郵便局など公共施設が集中している地区があります。また、東南部には、保育園、中学校、高等学校、診療所、保健センターが立地しており、教育・医療機関が集中しています。本村の南西部の間々下地区には、ガラスアートセンター、現代ガラスアートミュージアム、温泉施設、村営ロッジ、21 クリエイトセンター、渋谷区青少年センター、特別養護老人ホームなどの文化・福祉施設が集中しています。

集落内道路は、都道及び 1 級・2 級村道以外は、ほとんど 4m 以下の狭小な道路が多い現状です。

(2) 若郷地区

若郷は、新島の北端部にある南北約 300m、東西約 80m の地域を中心とする集落であり、漁業が盛んな集落です。平成 12 年の新島近海地震により大災害を被り、本村との唯一の生活道路である都道 211 号線が分断されましたが、現在では、復旧工事により 2 本のトンネルで結ばれ、車両での快適な通行とともに、災害に強い都道として復旧されています。また、住宅の分布も村営住宅の建設や宅地の供給などにより、南西部に広がっています。

公共施設としては、福祉センター（役場支所）、コミュニティ施設、保育園、郵便局、診療所などがありますが、小学校については、平成 19 年度を持って本村地区にある新島小学校と統合し、現在は遊休校舎としてその施設が残

されています。平成 22 年度において旧校舎の改修実施設計を行い、23 年度に改修工事を施工し、新たな地域のシンボリック施設として生まれ変わります。

(3) 式根島地区

式根島の集落は、主要道路沿いに建物が立地し、面的なまとまりのない散在的な形態となっていますが、村道式根ヶ沢野伏線の一部には、ある程度まとまった集落が形成されています。

主要な公共施設としては、小学校、中学校、福祉センター（役場支所）、開発総合センター、郵便局、保育園、診療所等があります。

2. 住宅の現況

当村における住宅需要は増大しており、平成 12 年に地震災害対策を含め本村及び若郷地区に合計 22 戸の村営住宅を建設し、平成 13 年半ばまで被災者住宅として使用しましたが、その後一般の村営住宅として利用しています。また、平成 20 年度には、新たに 6 世帯分の村営住宅を建設し、総数にして 83 世帯分が整備されていますが、全戸が入居済という状態が続いています。空き住宅については、退去に合わせて随時リフォーム工事を行っていますが、入居希望者は依然多い状況であり、宅地開発とともに、適正規模の住宅建設も検討していかなければなりません。

人口と世帯の関係をみると、下表のとおり、人口全体は微減傾向にあることに対して、世帯数が増加している、いわゆる核家族化が進んでいることがわかります。原因としては高齢化や少子化といった社会情勢の変化に伴うものが考えられます。

表 36 人口と世帯の推移

区 分	S60	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人口総数	3,774	3,201	3,161	3,164	3,198	3,165	3,121	3,085	3,068
世 帯 数	1,109	1,314	1,333	1,357	1,372	1,375	1,372	1,369	1,388
人口/世帯	3.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2

表 37 村営住宅戸数の推移（各年 1 月 1 日現在）

地 区	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
本 村	45	55	55	55	55	55	55	61	61	61	59
若 郷	4	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
式根島	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
計	57	79	79	79	79	79	79	85	85	85	83

【計画の主題】

〈定住化対策等への取り組み〉

人口と世帯の動向を見ても分かるように、当村では核家族化が進行しており、それによって住宅入居希望者が増大しています。また、IUJ ターン者は一定の入居要件があるために、住民となつてすぐに入居できることはありません。このような状況にある当村の住宅施策ですが、今後、産業振興のための定住化対策住宅の建設、空き家活用など、ニーズに対応した対策が求められます。

〈住宅需要に対応した新集落地の形成〉

住宅施策の展開とともに、宅地の供給についても考えなければなりません。現在の住宅入居者の中には、宅地が見つからないがゆえに住宅に入居し続けているケースも少なくありません。これらを解消し、住宅の流動性を高めていくためには、宅地の供給は不可欠です。今後、村有地・民地も含め宅地化への取り組みが必要です。

〈集落内景観づくりへの取り組み〉

集落内緑化は、潤いある集落景観を創造するためには必要なものであり、また、観光地として資源の一つとなるものです。そのためには、住民の緑化に対する意識向上とともに、集落内の樹木

の保護や植栽による緑化を進めていく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 宅地の開発により、個人住宅の建築が進み、村営住宅入居待機者の解消が図られています。
2. 従来の村営住宅に加え、定住化対策住宅、空き家活用等、住宅需要に対応するための施策が展開され、その結果、人口が増加しています。
3. みどり溢れる集落景観がつくられています。

【今後の施策】

1. 宅地の造成

飛行場横の村有地など、現有の土地開発を進め、宅地として供給できる体制をつくります。

2. 住宅の整備

従来型の公営住宅の建設と併せ、公営住宅法によらない独自の住宅施策として「定住化対策住宅」の建設について検討すると共に、空き家活用などの可能性についても検討します。また、同時に住宅入居基準の緩和についても取り組みます。

3. 緑化への取り組み

集落内緑化も含め、集落景観の向上のために植栽事業を展開していきます。特に公共施設の緑化推進には積極的に取り組みます。

5-2

生活環境計画

【現状と課題】

1. 上水道

当村の簡易水道は、深井戸の地下水を水源として、100%の普及率です。水源井は、本村16井のうち3井を式根島への送水用としており、式根島への海底送水管が老朽

化し、たびたび事故が起きていたことから、平成 18 年度において海底送水管の全面布設替えを実施し、式根島地区への安定供給が確保されています。

表 38 簡易水道の状況（平成 21 年度）

区 分	本村	若 郷	式根島	計
水 源 井	16 (うち式根島送水用 3)	3	2	21
給 水 人 口	2,168 人	345 人	553 人	3,066 人
一日平均使用量 (m ³)	882	108	244	1,234
一日一人当たりの 平均使用量 (ℓ)	407	312	441	1,160

表 39 簡易水道年間使用量の推移（単位：m³）

地区	H10	H11	H12	H13	H14	H15
本村	371,832	365,638	337,532	362,929	376,939	391,425
若郷	55,160	52,846	42,874	49,567	47,779	49,152
式根島	113,645	111,337	94,897	112,375	116,300	112,496
計	540,637	529,821	475,303	524,871	541,018	553,073
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	372,556	369,056	345,336	347,671	337,463	321,806
	46,463	43,983	40,758	42,254	41,258	39,258
	112,529	112,456	108,478	105,185	99,024	89,100
	531,548	525,495	494,572	495,110	477,745	450,164

2. 下水道

当村における下水道整備は、平成 13 年度に若郷地区の漁業集落排水整備事業が終了し、全面供用開始されたことに続き、本村地区において特定環境保全公共下水道整備事業として計画に沿って事業実施されてきました。本村地区は平成 28 年度に計画区域は整備を完了し、全面供用開始される見込みとなっています。また、式根島地区においては平成 27 年度から着手し、平成 37 年度に現在における計画区域全域整備が完了する予定となっていますが、併せて住宅区域の拡大に対応するべく整備対象区域を見直していく必要があります。

表 40 本村地区下水道整備状況

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (見込)
整備対象面積 (ha)	27.6	34.0	40.2	51.5	56.5	62.0
整備率 (%)	31.7	39.1	46.2	59.2	65.0	71.2
接続世帯数 (軒)	—	—	29	89	190	270
接続率 (%)	—	—	7.8	19.9	35.7	45.3

表 41 若郷地区下水道整備状況

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (見込)
整備対象面積 (ha)	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
整備率 (%)	100	100	100	100	100	100
接続世帯数 (軒)	137	137	137	137	137	137
接続率 (%)	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9

※式根島地区については未整備である。

3. ゴミ処理

当村でのゴミ処理は、業者委託により行われており、焼却施設は、新島 7.5t / 日、式根島 4t / 日の処理能力を有しています。新島、式根島共に施設の老朽化が進んでいることから平成 15 年度に式根島地区の焼却施設を更新し、式根島クリーンセンターとして稼働していますが、新島については、計画策定の段階であり、概ね 5 ヶ年をかけ、整備する予定となっています。

焼却灰の処理については、伊豆諸島北部処分場として大島町に管理型処分場を整備し、平成 18 年度から共同管理の下、埋め立て処分しています。

また、不燃ゴミについても山間部に埋め立て処理してきましたが、安定型処分場として、新島阿土山に新たに処分場を整備すると共に、処理場の延命及び分別徹底のために中間処理施設を整備し、適正な処理を行っています。

資源ゴミについては、現行の分別体制を徹底するとともに、新たな新島焼却場の整備にあたっては、循環型社会の構築を目指し資源の有効活用のための整備も併せて進めます。

一方、ゴミ処理は行政対策のみではなしえることはできま

せん。住民の方々の意識や協力体制が欠かすことのできない要素となります。

【計画の主題】

〈安全で安定した飲料水の供給〉

水道水を安全・安定供給していくために、井戸の整備をはじめ緊急時に即応できる体制を堅持していく必要があります。

〈ゴミの分別徹底と減量化への取り組み〉

現在の分別をさらに徹底させるとともに、ゴミを出さない工夫として、リサイクルへの取り組みが重要です。今後、自治会等と連携し、地域ぐるみでのごみ減量化への取り組みが必要となっています。

〈循環型社会への転換〉

資源ごみの分別処理はもとより、生ゴミの堆肥化など、ゴミ減量化とともに島内のリサイクル環境の整備を図っていく必要があります。そのことによって、処理施設の延命や処理費用の縮減につなげていくことが必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 新島焼却場が完成し、稼働を開始しています。
2. 循環型社会が形成され、ゴミ減量化を達成しています。
3. 本村地区の下水道整備が完了し、同地区における接続率が90%を超えています。
4. 安全で安定した水の供給体制が確立しています。

【今後の施策】

1. 下水道整備の計画的推進

本村・式根島地区の下水道整備について、計画に沿って進め、平成37年度の計画区域全地区共用開始を目指します。

また、住居区域の拡充に伴う区域の見直しについても順次対応していきます。

2. 新島ゴミ焼却場の整備

循環型社会に適応したごみ処理場を整備し、ゴミの減量化や再資源化などを図ります。

3. 安全な飲料水の供給

紫外線滅菌装置などの設置により、より安全で安定した水道水の供給体制をつくり上げます。

4. リサイクルセンターの設置

カンやペットボトルをはじめとしたリサイクル可能な廃棄物について、一括処理できるリサイクルセンターを設置し、循環型社会の構築とともに、焼却施設や最終処分場の延命に繋がっていきます。

5-3

防災・安全計画

【現状と課題】

1. 防災・安全対策

当村は、離島の農・漁村であると共に、夏季集中型の観光地であり、本土と比較してその地域特性は次のとおりとなっています。

- (1) 季節風である南西風が非常に強く、火災時の延焼の危険性が高い地域である
- (2) 夏季集中型の観光地であり、同時期に不特定多数の観光客が集まり、要避難人員が多く、指令系統確保が困難である。
- (3) 消防団員が減少傾向にある。
- (4) 富士火山帯に属し、地震や火山噴火などの自然災害の発生する可能性が高い地域である。
- (5) 東海・東南海地震による津波の被害が大きいと予測されていることから、地震防災対策強化地域に指定されている。

などが挙げられ、これらの危険要因への対策が必要な地域であり、特に近年最も警戒すべき災害は、東海・東南海地震による津波被害への対応となっています。また、地震についても、平成12年に起きた新島近海地震の教訓に学び、万全な態勢を取っておくことが必要です。

2. 消防

当村の自然条件の特徴として、季節風である西風が強いことが挙げられます。このため、集落の密集している本村及び若郷地区においては、冬季の火災が大災害となる危険性を持っています。また、当村には消防本部が設置されておらず、消防活動はもっぱら地域の消防団に依存している状況です。消防団員及び保有器具並びに消防施設の現況は次のとおりとなっています。

表 42 消防団の状況（22年1月1日現在）

区分 地区	分団数	団員数		保有器具		
		定員	実員	小型動力ポンプ	ポンプ自動車	消防積載車
本 村	6	200	120	6	1	6
若 郷	2		30	2	2	2
式根島	3	80	52	3	1	3
計	11	280	202	11	4	11

表 43 消防施設の状況（22年1月1日現在）

区分 地区	大型投光機	水槽	消火栓	器具置場	夜警詰所
本 村	1	33	45	7	1
若 郷	1	10	16	1	1
式根島	1	20	21	3	1
計	3	63	82	11	3

3. 交通安全対策

当村の自動車保有率は、1世帯当たり2.3台（自動二輪及び原動機付自転車を含む：21年4月1日現在）と、公共交通機関が少ないことから、高い保有率を示しています。

表 44 交通事故発生件数

地区	区分	平成 20 年度			平成 21 年度		
		死亡	重症	軽傷	死亡	重症	軽傷
新 島（本村・若郷）		0	0	負傷 1	1	0	負傷 1
式 根 島		0	0	0	0	0	0
	計	0	0	負傷 1	1	0	負傷 1

表 45 110 番通報件数

地区	区分	通報件数
		(内訳については未開示)
新 島	平成 21 年	21
	平成 20 年	50
式 根 島	平成 21 年	3
	平成 20 年	4
計	平成 21 年	24
	平成 20 年	54

【計画の主題】

〈災害に強い村づくりの推進〉

当村は、平成 12 年の新島近海地震災害に代表されるように、自然災害発生危険性を常に孕んでいる地域です。古来から先人たちは自然から学んだ防災対策を講じてきましたが、それらを検証し受け継ぎながら、近代的な防災体制も確立していく必要があります。「新島村地域防災計画」に基づき、災害に強い村づくりを進めていく必要があります。

〈消防体制の充実〉

減少傾向にある消防団員数ですが、再度組織の見直しを進め、必要に応じて再編成を検討する必要があります。また、消火栓等

の消防設備についてもさらに充実させていくことが大切です。

〈緊急避難体制・設備の整備〉

当村は観光地であることから、夏季観光シーズンには多くの来島者を迎えます。自然災害の発生は時期を選ばず、多くの来島者がある時期に発生した場合も当然想定されるべきであり、それに備え万全の態勢を取っておく必要があります。

〈防災拠点の整備〉

以前から防災センターの設置について検討課題として挙げられていますが、今後は、災害対策本部機能をもった役場本庁舎の建設を含め、一体的な整備を図っていく必要があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 防災・予防体制がより強化され、災害発生時に迅速に対応できる組織及び体制が出来上がっています。
2. 住民の防災意識の高揚が図られ、避難体制や弱者救済などの連携がより強化されています。
3. 災害に強い道路や護岸、港湾が整備されています。
4. 消防組織が充実し、設備の充実が図られています。
5. 防災拠点として、防災センター機能を持つ役場本庁舎建設に向け着手しています。

【今後の施策】

1. 自主防災組織の充実と防災意識の高揚を図る。

町会を中心とした自主防災組織との連携をより密なものとしながら、避難誘導や弱者救済など、町会組織ならではのネットワークの軽い体制をつくりあげ、それと同時に、防災訓練等を通じて防災意識の高揚を図ります。

2. 地震・津波災害対応マニュアルの作成

災害時の被害想定を行うことにより、その対応方針や方策を明らかにするために、シミュレーションを作成し、それに基づき対応マニュアルを作成します。

3. 防災無線の更新

現在の防災無線をデジタル化し、より迅速な情報伝達体制をつくり上げます。

4. 防災拠点の整備

防災センター機能を持った役場本庁舎建設整備について、各種調査に基づき計画していきます。

5. 地域防災計画の見直し

平成21年において見直しを行った「新島村地域防災計画」について、適切な年度での見直しを図り、社会情勢や予測情報に対応した計画に変更していきます。

5-4

コミュニティ計画

【現状と課題】

当村の高齢化率は33%を超え、住民の3人に一人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。このため、地域社会におけるコミュニティ形成が今まで以上に重要視されています。幸いにも当村における住民同士のつながりは強く、「モヤイの精神」に代表されるように、お互いを思いやる気持ちが脈々と受け継がれています。近年では自治会の活動も活発化し、消防団や行政との連携を持った活動も実施していますが、今後は、様々な行事を通じた世代間交流の促進や生涯学習、生涯スポーツへの取り組みについても促進していく必要があります。

表 46 自治会の状況

地区名	自治会の名称	団体数	役員構成
新島村全域	新島村自治会連合会	1	会長 1 名・副会長 3 名・役員 26 名
本 村	1 丁目～6 丁目町会	6	会長 1 名・副会長 2 名・班長
若 郷	若郷振興協議会	1	会長 1 名・副会長 2 名・組長
式 根 島	式根島 1 区～3 区自治会	3	会長 1 名・副会長 2 名・組長
計		11	

表 47 コミュニティ関連施設の現況

施設名	施設概要
若郷コミュニティ施設	談話室・集会室
新島村自治会連合会館	会議室・集会室・倉庫
(仮称) 若郷会館 (23 年度施工)	シルバーサロン・多目的ルーム・会議室・図書室・スポーツルーム・集会室・子ども婦人室・倉庫ほか

【計画の主題】

〈多様なコミュニティ活動を通じた豊かな地域社会づくり〉

多種多様なコミュニティ活動を活発にしていくことにより、人と人との絆が生まれ、心豊かな地域社会が形成されます。このような活動を活性化していくためには、福祉や教育活動、自治会活動などの自主性をもった団体等の活動が最も大切なものであると言えます。

〈世代間交流の促進による住民コミュニティの醸成〉

様々な地域活動によって発生する世代間交流は、地域コミュニティを形成するためには欠かせない要因の一つであり、世代間交流を通じて、青少年の健全育成や高齢者の持つ技術や知識を継承していくことも大きな意味を持っています。今後も、あらゆる機会で交流の輪を広げていくことが豊かな地域社会づくりにつながっていくものです。

〈コミュニティ活動の支援〉

村内の様々なコミュニティ活動が活発化してくるにつれ、その活動に対する各種支援が必要となってきます。活動を助長するた

めには、行政、民間を問わず、それらの活動をバックアップする体制づくりが必要です。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 地域のコミュニティ活動が活発となり、豊かな地域社会が形成されています。
2. 世代間交流が盛んになり、青少年の健全育成並びに高齢者の生きがい対策としても有益な活動が増大しています。

【今後の施策】

1. コミュニティ拠点の整備

平成21年度において、本村地区に自治会連合会館を設置しましたが、今後、若郷地区においては、旧若郷小学校を活用したコミュニティ施設の整備を実施します。また、式根島においては、式根島開発総合センターの改修に合わせ、同様な施設整備を実施していきます。

2. 住民活動への支援

活力ある村づくりには、コミュニティ活動の活性化が不可欠です。そのために、様々な住民活動を行政・民間を問わず積極的に支援する体制を整えます。

3. 世代間交流の促進

高齢者の持つ技術や知識を継承していく機会を設け、積極的な世代間交流を実現させます。

4. コミュニティビジネスの可能性の検討

子育て補佐や児童預かりなど、地域の中での経験者や高齢者によるコミュニティビジネスの可能性について、調査・検討していきます。

6) 情報化社会に対応した村づくり

6-1

情報・通信計画

【現状と課題】

1. 移動系通信体系

当村の移動系通信については、NTTdocomo が平成 9 年に開局したのをきっかけに、au や SBM が一部地域で利用可能となっており、年々そのエリアを拡大してきました。Docomo については、新島・式根島のほぼ全域をカバーしていますが、一部に不通地域が残っており、その解消に向けて協議しています。また、au や SBM については、本村地区の集落内での利用が可能となっていますが、平成 23 年度には若郷地区での利用も可能となる見込みです。

2. 情報通信体系

当村における情報通信インフラの整備は、サービス事業者により ISDN 回線サービスの利用開始から ADSL 回線へと少しずつ通信速度は上がってきてはいるものの、最大 24MB の速度であり、距離劣化により実際には末端では 2MB に満たない場合もあります。このような状況の中、大島町や三宅村では海底光ケーブルが敷設され、光通信サービスが開始されるなど、島間での格差も出てきています。今後、産業振興や新たな産業起業などを考えたとき、地理的な条件をカバーできるものとして、情報通信インフラの整備は不可欠であると考えられます。これらのことから、村は積極的に幹線の敷設や島内通信網の整備に向けて要望を続けるとともに、計画化に向けて動き始める必要があります。

【計画の主題】

〈通信インフラ整備計画の策定〉

当村における情報通信インフラ整備の方向及び整備後の活用方法など、行政、民間を含め、様々な分野での活用の可能性を模索しながら、情報通信インフラ整備計画を策定していく必要があります。

〈通信体制の質的向上と災害対策時の通信回線確保〉

移動系通信は、年々その利用エリアを拡大しつつありますが、不通地域が残っていることから、今後もその解消に向けて各通信会社に積極的に働きかけていく必要があります。

〈情報通信網を活用した起業や企業誘致〉

都市部と比較して通信速度や通信容量が変わらない状況になることにより、島内での起業や良好な環境の下での事業運営を希望する企業の誘致などの可能性があります。

【「10年後の新島村」の姿】

1. 村内を光ファイバーケーブルで結び、情報のネットワークが構築されています。
2. インターネット環境を向上させ、100MBの速度が実現しています。
3. 行政をはじめとした各種手続きについて、電子申請が可能となっています。

【今後の施策】

1. 情報通信インフラの整備

光ファイバー網の整備やその活用により、インターネット環境の向上はもとより、様々な行政サービスの向上を図ります。

2. 地域通信ネットワーク

インターネットなどの高速通信とともに、防災行政無線などのローカル情報通信手段を併用することにより、地域情報や災害情報などが迅速に伝達できるシステムをつくり上げます。

3. SOHO の整備

既存施設の改修に合わせ SOHO^{*}を考慮した整備を検討します。

※ SOHO = スモールオフィスホームオフィスの略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所です業を起こすこと。

総合開発審議会・総合計画策定委員会委員名簿

○新島村総合開発審議会

会 長	前 田 宏 佳	新島観光協会
副会長	池 村 健 一	商工会
委 員	山 本 勉	村議会
〃	森 田 一	〃
〃	青 沼 喜 六	〃
〃	前 田 松 良	〃
〃	山 下 竹 夫	自治会連合会
〃	大 沼 三 郎	にいじま漁協
〃	大 沼 暁	J A 島嶼新島店
〃	藤 井 栄 作	水産加工組合
〃	井 上 恵 市	式根島観光協会
〃	梅 田 久 美	住民代表
〃	大 沼 喜美代	〃
〃	宮 川 央 行	〃
〃	中 澤 源 市	学識経験者
〃	野 田 收	〃
〃	横 山 智 公	〃

○新島村総合計画策定委員会

委員長	宮 川 伊三男	副村長
委 員	宮 川 平 八	教育長
〃	戸 田 茂	総務課長
〃	富 田 昇	民生課長
〃	宮 川 惣治郎	企画財政課長
〃	大 沼 弘 一	建設課長
〃	青 沼 重 和	産業観光課長
〃	前 田 讓	教育課長
〃	植 村 弘	式根島支所長
〃	野 口 義 和	若郷支所長
〃	前 田 充	企画調整室長

○事務局：企画財政課企画調整室

室 長	前 田 充
主 事	百 成 直 矢
主 事	登 文 乃

※敬称略、順不動

※選出母体は委員委嘱当時のものです。(委嘱年度：平成 21 年度)

※行政側策定委員の職名も平成 22 年度当時のものです。

新島村総合計画・後期基本計画

平成 23 年 3 月

発行：東京都新島村

〒 100-0402

東京都新島村本村一丁目 1 番 1 号

TEL 04992-5-0240

企画・編集：新島村企画財政課企画調整室